

伊佐市教育大綱
第2次伊佐市教育振興基本計画前期計画
(素案)



令和7年3月

伊佐市
伊佐市教育委員会

目次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 教育大綱との関係	2

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果	3
2 社会状況	
(1) 人口減少や少子高齢化の進行	4
(2) デジタル化の進展	5
(3) グローバル化の進展	5
(4) 子どもの貧困など社会経済的課題	5
(5) 地球規模での環境問題	5
(6) 価値観やライフスタイルの多様化	6
(7) 地域課題の多様化・複雑化	6
(8) SDGsの推進	7
3 伊佐市の教育の現状	
(1) 児童生徒数・学校規模	8
(2) 児童生徒の学力	9
(3) いじめ、不登校	11
(4) 規範意識	12
(5) 基本的な生活習慣	12
(6) 特別支援教育	12
(7) キャリア教育	13
(8) 情報教育	14
(9) 健康教育	15
(10) 安全・安心な教育環境の整備	16
(11) 郷土教育	17

(12) 家庭・地域の教育力.....	18
(13) 生涯学習・スポーツ・文化の振興.....	20

第3章 基本目標(教育大綱)

1 伊佐市教育の目標.....	22
2 伊佐市教育の基本方針	
(1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育の推進.....	23
(2) 社会の変化を乗り越えることができる資質・能力の育成.....	23
(3) 一人一人が幸せを感じることができる教育環境づくり.....	23
(4) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等と市の相互連携・協力の強化.....	24
(5) 人権同和教育の推進.....	25
(6) 郷土の教育的な伝統や文化の活用と未来への継承.....	25
(7) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進.....	25
[基本目標と施策の関連図].....	26

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進.....	27
(1) 道徳教育の充実.....	27
(2) 生徒指導の充実.....	28
(3) 青少年教育と体験活動の充実.....	29
(4) 読書活動の推進.....	32
(5) 食育の充実.....	33
(6) 体力・運動能力の向上.....	34
(7) 健康教育の充実.....	35
2 未来の創り手となる資質・能力の伸長と確かな学力の育成.....	37
(1) 確かな学力の育成.....	37
(2) 特別支援教育の推進.....	38
(3) キャリア教育の推進.....	39
(4) 幼保こ小中高連携の充実.....	40
(5) 教育の情報化の推進.....	42

(6) 国際理解教育の充実	43
(7) 社会の変化に対応した教育の推進	44
3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進.....	46
(1) 開かれた学校づくり.....	46
(2) 学校運営の充実.....	47
(3) へき地・小規模校教育の充実	48
(4) 望ましい学校の在り方の検討	49
(5) 学校における働き方改革の推進	50
(6) 教職員の資質向上	51
4 人権尊重の精神に立つ学校づくり・地域づくりの推進	52
(1) 人権問題への正しい認識と理解	52
(2) 人権同和教育の充実	53
5 生涯学習環境の充実とスポーツ・文化の振興	55
(1) 生涯学習環境の充実.....	55
(2) 生涯スポーツの推進.....	57
(3) 競技スポーツの推進.....	58
(4) 文化芸術活動の促進	58
(5) 地域文化の継承・発展.....	59
(6) 文化財の保存・活用.....	61
6 教育環境の整備推進	63
(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備	63
(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備	63
(3) 魅力ある高校づくりの支援.....	64
第5章 計画の実現に向けて	67
1 教育行政の着実な推進	
2 連携と協力による計画の推進	
3 計画の進行管理	

はじめに

我が国は、社会の課題として少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の問題、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、継続的に掲げられてきています。また、AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたソサエティー5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいべき事態が生じ、我が国の教育の問題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。このような中、本市においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、学校における働き方改革、教職員の資質向上、国際理解教育の充実、社会の変化に対応した教育の推進、望ましい学校の在り方など、取り組むべき課題が多くあります。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では本市の実情に応じた教育振興の施策についての基本的な計画として、平成25年3月に「伊佐市教育振興基本計画(前期計画)」を、平成30年3月に「伊佐市教育振興基本計画(後期計画)」を策定し、平成25年度から令和6年度までの12年間の計画を推進してきたところです。

国においては、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年(2040年)以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。

県においては、県計画の最終年度を迎え、社会情勢の変化に対応するとともに、国の新たな教育振興基本計画の内容を参酌し、令和6年2月に第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

本市においては、国・県の取組や、令和5年度から令和9年度までの5年間のまちづくりの方向性を具体的に示した「第2次伊佐市総合振興計画 前期基本計画」及び、平成30年度から令和6年度までの「伊佐市教育振興基本計画(後期計画)」の取組の成果と課題を踏まえながら、令和7年度から11年度までの「伊佐市教育大綱」と「第2次伊佐市教育振興基本計画(前期計画)」を策定いたしました。

この計画では、引き続き基本目標を「『伊佐のふるさと教育』の推進」とし、「地域と学び、未来を創る人づくり」「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」を掲げ、今後5年間に取り組む施策として6つの方向性に基づき31の施策を体系化しました。

市教育委員会においては、この計画に基づき、学校・家庭・地域コミュニティ・企業・各種団体等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和7年3月

伊佐市
伊佐市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

伊佐市教育委員会は、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画及び平成26年2月に策定された県の第2期教育振興基本計画を参酌するとともに、平成28年3月策定の「第1次伊佐市総合振興計画後期基本計画」を踏まえ、平成30年3月に本市の実状に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、平成30年度から令和4年度までの5年間¹に取り組む施策を示した「伊佐市教育振興基本計画(後期計画)」を策定しました。そして、この計画に基づき本市の抱える教育課題の解決や新しい時代に対応する教育の推進に取り組んできました。

国においては、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、第4期の「教育振興基本計画」を令和5年6月に策定しました。また、県も国の計画を参酌し、第4期の「鹿児島県教育振興基本計画」を令和6年2月に策定しました。本市においても、これら国・県の計画を参酌するとともに、現在の本市の教育課題を精選し、令和7年度から5年間にわたる「第2次教育振興基本計画(前期計画)」を策定します。

この計画では、これまでの7年間の諸施策の実施状況評価を参考にするとともに、新たに現状と課題を捉え、施策ごとに目指すべき方向、具体的な取組及び数値目標を設定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) この計画は、第1次教育振興基本計画の取組の成果と課題を踏まえながら、今後5年間に取組むべき施策を体系化した計画です。
- (3) この計画における施策は、本市のまちづくりの根幹である第2次伊佐市総合振興計画前期基本計画や他の施策と整合性を図りながら推進するものです。
- (4) この計画は、学習指導要領実施等社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (5) この計画は、市民の理解、協力及び積極的な参加で進めていくものです。

¹ 令和4年度市総合教育会議において、「国県の基本計画・市総合振興基本計画の見直し時期を考慮し、市教育振興基本計画(後期計画)の2年延長」を決定。計画期間は平成30年度から令和6年度の7年間。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度を初年度に令和11年度を目標年次とする5年間とします。

4 教育大綱との関係

国は、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとしています。

この計画は、第2次伊佐市総合振興計画を踏まえ、国・県の教育振興基本計画を参酌して策定したもので、計画にある基本目標や基本方針は、伊佐市の教育、学術及び文化の振興に関して総合的な施策となるものです。

今回、この計画の策定にあたり、令和6年10月開催の伊佐市総合教育会議において、引き続き、計画の第3章 基本目標 「1 伊佐市教育の目標」と「2 伊佐市教育の基本方針」をもって「大綱」に代えること、また、期間については、前期5年計画に合わせ、令和11年度までの5年間とすることで承認されました。

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 これまでの取組の成果

第1次教育振興基本計画後期計画(平成30年度～令和6年度)では、「伊佐のふるさと教育」の推進(「1 地域と学び、未来に生かす人づくり」、「2 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」)を基本目標に、9つの本市教育施策の方向性のもと、38の施策を体系化し取り組んできました。

この間、市内の小中学校及び幼稚園に空調を整備し、GIGA スクール構想実現のため、小中学校に1人1台タブレット端末を配備しました。また、海音寺潮五郎生誕120周年を記念した「銀杏文芸賞」や「燃ゆる感動かごしま国体」のカヌー競技の開催など成功を収めました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育委員会の事務の点検・評価」を活用し、毎年度、教育に関し学識を有する方々の意見を聞くなどして施策ごとに評価を行い、その結果を議会に提出するとともにホームページで公表しています。

第1次計画に掲げた数値目標における令和6年4月時点で評価可能な14の数値目標のうち、教職員の研修受講率100%やコミュニティ・スクールの全校実施、給食食材の地場産物の利用率向上など7項目については目標を達成しており、全国学力・学習状況調査における平均正答率など7項目については、目標を達成できませんでした。しかしながら、達成できなかったものの中には、施設改修に伴う来場者の減少が理由で数値を下げた項目があるため、次期目標では達成されるものと期待できます。

こうした取組の成果や課題、以下の社会状況を踏まえて、第2次計画を策定する必要があります。

2 社会状況

(1) 人口減少や少子高齢化の進行

近年の社会経済状況の変化による人口の流出や過疎化、少子化などによって、児童生徒数の減少は著しく、本市においても、小学校14校中8校で複式学級が生じるなど、学校の小規模化が急激に進行しており、平成27年に再編した大口中央中学校では、開校時より100人程度減少し、現在では生徒数350人規模の各学年3学級となっています。

急激な少子化は、子ども同士の交流不足など、社会性を培う場や機会を少なくしているため、交流や体験の機会を増やすことが重要になっています。

また、超高齢化社会の到来に備え、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められています。

このような人口減少、少子高齢化の著しい進行による労働力人口の減少は、コミュニティや産業の衰退、文化の消滅などが懸念されることから、地域活力の維持・向上を図るため、生活機能・交通の確保、地域産業の担い手確保、産業の振興などの取組を進める必要があります。

◇ 伊佐市年齢3区分別の人口推移

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口(0～14歳)	2,881	2,826	2,789	2,706	2,616	2,484
労働力人口(15～64歳)	12,823	12,433	12,029	11,582	11,265	10,886
15～39歳	4,902	4,748	4,602	4,362	4,224	4,058
40～64歳	7,921	7,685	7,427	7,220	7,041	6,828
老年人口(65歳以上)	10,508	10,429	10,382	10,321	10,233	10,079
65～74歳	4,425	4,438	4,572	4,686	4,571	4,405
75歳以上	6,083	5,991	5,810	5,635	5,662	5,674
総人口	26,212	25,688	25,200	24,609	24,114	23,449

資料:統計いさ(各年10月1日現在)

(2) デジタル化の進展

我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は経済社会水準維持のためにも不可欠になっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。今の子どもたちが活躍する頃の社会では、AI やロボット、IoT などをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のもので存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。

一方で、スマートフォンや SNS が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担したりしてしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

あらゆる世代において、情報活用能力を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

(3) グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国境を越えた地域間・企業間の競争は一層激化することが懸念され、人材の流動化、人材獲得競争や、国内生産拠点の海外展開などに伴う国内産業の構造変化、海外需要の取り込みといった対応が求められるようになっていきます。

(4) 子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困は、相対的貧困率について改善がみられるものの、引き続き大きな課題となっています。

県が平成28年度に実施した「かごしま子ども調査」では、「経済的理由により、子どもの学習意欲に答えられなかったことがある」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」といった割合が、低所得世帯ほど高い結果となっています。

子どもの貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、令和12年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。

(5) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

なかでも、気候変動問題は、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響

が全国各地で現れており、人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「機構危機」とも言われています。

このような様々な環境問題への対処には、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させ、持続可能な社会への再設計を進めていくことが不可欠となります。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ(経済的な豊かさ)」より「心の豊かさ(精神的な豊かさ)」を、また「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど、こうした価値観の多様化や高齢化、女性の社会進出などにより、個人のライフスタイルも多様化しています。

また、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、家族・親族、地域、勤め先といった関係性が希薄化し、社会的孤立をはじめとした様々な社会問題として指摘されています。さらに、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識が低下するなど、地域社会の脆弱化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

家庭の状況に目を向ければ、三世代世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にあります。子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題も指摘されています。

(7) 地域課題の多様化・複雑化

令和22年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラの増加や支え手・担い手の減少など、地域社会においては、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は、多様化・複雑化していくことが想定されます。

さらに、従来からの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が対処すべき課題は、より複合的なものになっています。感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを、地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど、地域の魅力を高め、人を引きつける地域づくりに取り組むこと、そしてその地域が魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

地域の将来について、特色や状況を十分に把握し、最も適した取組の方向性を模索することが必要となります。また、隣接する地域との積極的な連携を図ることにより、それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い、強みの相乗効果を発揮することも重要となります。

(8) SDGsの推進

SDGs は、平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、全会一致で採択された、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs を実現するためには、地方自治体及びその地域で活動する多様な主体による積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透を図ることが期待されています。

新型コロナウイルス感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容を踏まえた政策を検討していく今こそ SDGs は一層重要となっています。



3 伊佐市の教育の現状

(1) 児童生徒数・学校規模

【現状】

本市には、14校の小学校と2校の中学校があり、令和6年5月1日時点の児童生徒数1,519名は、平成31年度と比較して約200名減少しており、今後もこの傾向は続くことが予想されています。

学校教育法施行規則第41条に小学校の学級数の標準は、12学級以上18学級以下、中学校においても同条が準用されるとあるため、中学校でも12学級以上18学級以下が標準と考えられます。現在、全16校のうち標準学級数を満たしているのは1校(大口小学校)のみであり、ほとんどが小規模校となっています。

複式学級のある8校(牛尾・山野・平出水・羽月西・曾木・針持・南永・湯之尾小)では、小規模で一人一人の状況が把握しやすく、きめ細かな教育と学校の特色を生かした教育が推進されている一方で、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えがないなど、切磋琢磨する教育活動ができないなどの指摘もなされています。

そのような中、平出水小と南永小は特認校制度を活用して、校区外から18人(令和6年5月1日時点)の児童の受け入れを行っています。

中学校においては、平成27年4月に大口中央中学校が開校し、生徒数450人規模の中学校ではありましたが、令和6年には100人程度減少し、生徒数350人規模の各学年3学級になっています。生徒数は減少傾向にあるものの、17ある部活動では、県内の大会でも上位入賞するなど活躍しています。菱刈中学校は、令和6年に生徒数120人程度、各学年1学級の小規模校になっています。こちらも人数は減少していますが、地域の特色を生かしたカヌー競技で世界大会に出場するなど活躍をしている生徒も多くみられます。

◇ 児童生徒数推移

令和6年4月1日現在

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
大口小学校	422	417	421	394	367	364	323
大口東小学校	78	74	74	64	66	67	60
牛尾小学校	23	27	28	25	28	26	24
山野小学校	38	42	42	33	33	33	33
平出水小学校	14	16	16	18	21	21	21
羽月小学校	134	134	117	118	113	106	108
羽月西小学校	15	13	10	9	11	13	11
曾木小学校	33	31	33	29	26	25	20
針持小学校	13	10	9	12	12	13	11
本城小学校	57	49	42	40	37	32	26
南永小学校	1	1	2	1	1	3	3
菱刈小学校	77	77	77	71	69	63	62
田中小学校	103	101	95	91	92	81	73
湯之尾小学校	55	51	47	45	41	39	40
小学校計	1,063	1,043	1,013	950	917	886	815
大口中央中学校	408	404	394	412	404	377	358
菱刈中学校	139	144	156	154	145	142	139
中学校計	547	548	550	566	549	519	497
合計	1,610	1,591	1,563	1,516	1,466	1,405	1,312

(注) この表には、私立学校及び県立学校に進学する児童生徒や特認校制度を活用する児童生徒の数が含まれます。

(2) 児童生徒の学力

【現状】

伊佐市の小中学生の学力については、国が実施した令和5年度「全国学力・学習状況調査」(以下、「学力等調査」という。)において、実施した5教科(小国・小算・中国・中数・中英)のすべての教科で県平均を下回ったものの、令和4年度と比較すると県との差が縮まりました。

しかし、令和5年度「鹿児島学習定着度調査」において、実施した教科のほとんどで県平均を下回りました。特に、前年度の結果と比較すると「知識・理解」や「基礎」の部分に課題がありました。

◇ 令和5年度全国学力・学習状況調査結果 (正答率%)

	小国	小算	中国	中数	中英
全国	67.2	62.5	69.8	51.0	45.6
県	67.0	61.0	70.0	48.0	42.0
市	66.0	59.0	66.0	43.0	34.0
R5県差	-1	-2	-4	-5	-8
R4県差	-2	-3	-7	-12	

◇ 令和5年度鹿児島学習定着度調査結果 (正答率%)

		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小5	市	62.8	55.9	70.7	73.1	
	県差	-5.6	-9.3	-3.9	-2.3	
中1	市	76.2	49.8	72.5	64.5	72.8
	県差	-2.3	-4.6	-1.8	-1.8	-4.2
中2	市	56.8	66.5	59.3	60.5	61.9
	県差	-8.8	4.1	-9.4	-6.3	-9.4

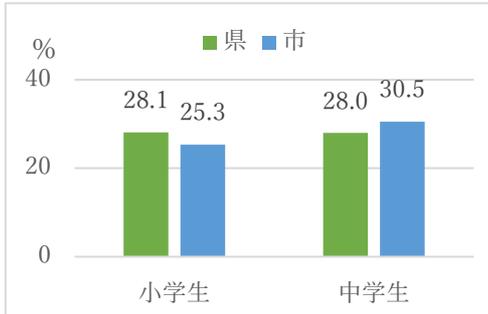
今後は、まず基礎的・基本的な知識や技能を定着させ、それとともに、活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることが大切です。また、児童生徒の学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善が求められています。

管理職研修会や学力向上担当者会、市指定研究公開等を通して教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいます。

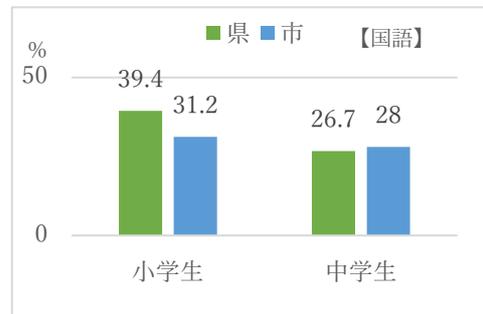
学力等調査の「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の項目では、小学校25.3%(県:28.1%)、中学校30.5%(県:28.0%)、「授業がよく分かる」の項目では、小学校国語で31.2%(県:39.4%)、小学校算数で41.0%(県:44.8%)、中学校国語で28.0%(県:26.7%)、中学校数学で29.9%(県:33.8%)、

中学校英語で16.5%（県：25.2%）が「当てはまる」と回答するなど比較的低い結果となっていることから「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、課題があります。

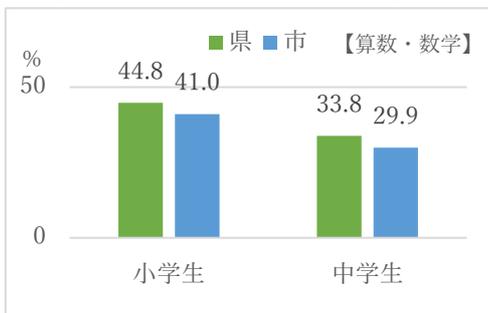
◇ 課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいる



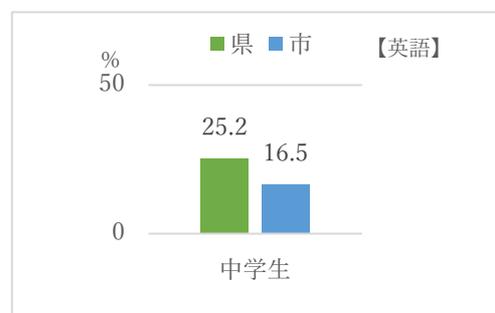
◇ 授業がよくわかる(国語)



◇ 授業がよくわかる(算数・数学)

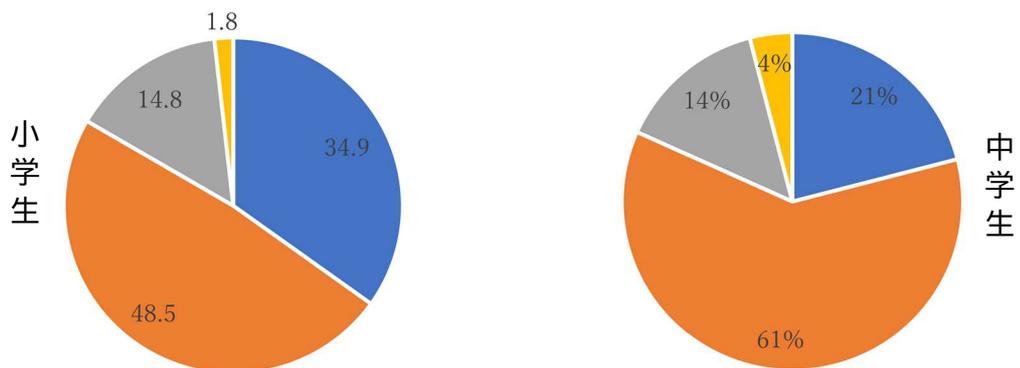


◇ 授業がよくわかる(英語)



本市の多くの児童生徒は、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという強い思いをもって将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいます。

◇ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか



■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

資料：「R6度全国学力・学習状況調査」

このような児童生徒のよさを認めるとともに、学力向上については、学習指導要領に示されている十分な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々

と協働して学ぶ態度という、いわゆる三つの資質・能力をバランスよく育成することが肝要です。子どもは本来、有能な学び手であるという原点に立ち返り、「学習者主体の授業」への取組を進めることが重要です。そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められています。

(3) いじめ、不登校

【現状】

近年、全国的にいじめの重大事態や児童生徒の自殺者数は増加傾向が続いています。また、本市においても、いじめはどのような学校でも起きる可能性があるという認識のもと、積極的にいじめを認知して早期発見に努めています。また、管理職を中心とした「チーム学校」で対応することで、いじめ認知後に早期対応を行っています。

また、本市の不登校児童生徒については増加傾向にあり、小学校での不登校児童数が令和3年度から令和5年度で2倍以上増加しています。特に小学校の低学年からの不登校児童が増加しており、進級後も継続して不登校になっています。不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭の多様な考え等から、積極的に登校させない場合も見られます。

◇ いじめの認知件数の推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	7,794	121	6,470	175	7,379	277	7,531	140		175
中学校	1,925	18	2,196	49	2,499	22	2,932	23		23
合計	9,719	139	8,666	224	9,878	299	10,463	163		198

◇ 不登校児童生徒の推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
小学校	466	3	595	5	833	9	1,240	14		17
中学校	1,511	30	1,671	28	2,153	30	2,403	33		37
合計	1,977	33	2,266	33	2,986	39	3,643	47		54

◇ 不登校児童生徒学年別推移

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学合計	中1	中2	中3	中学合計	総計
令和3年度	0	2	2	1	1	3	9	4	9	17	30	39
令和4年度	1	4	1	2	2	5	15	7	11	15	33	48
令和5年度	2	2	5	2	5	1	17	12	13	12	37	54

(4) 規範意識

【現状】

本市においては、以前のような学校での暴力・喫煙等の大きな問題行動は、減少しています。しかし、スマートフォンなどの通信機器を使ったSNSでの問題行動が増加傾向にあります。

標準学力調査の生活習慣に関する項目の「あなたのクラスでは、みんながそうじ当番や係の仕事を、責任をもってしていますか」や「あなたのクラスでは、みんなが先生の言うことを守っていますか」は、小中学生ともに、全国平均と同じ値を示していました。

(5) 基本的生活習慣

【現状】

子どもたちが健やかに成長していくためには、食事、運動、睡眠が大切な要素になります。特に、最近ではテレビやゲームだけでなく、スマートフォン等による動画視聴やゲーム、SNSなどのメディアも含め、使用する時間が非常に長くなっています。

そのような長時間におよぶメディア使用が原因で就寝時刻が遅くなり、生活習慣が乱れている子どももいます。

◇ 1日どのくらいの時間メディアを使用しますか

使用時間	小5男子		小5女子		中2男子		中2女子	
	市	国	市	国	市	国	市	国
5時間以上	13.5	17.6	10.0	13.8	13.9	17.7	8.6	16.4
4時間以上	9.4	11.9	15.0	10.0	7.6	12.0	14.3	12.0
3時間以上	11.5	10.6	16.2	13.2	15.2	18.4	15.7	18.5
2時間以上	29.2	14.1	27.5	19.7	21.5	26.5	40.0	25.8
1時間以上	26.0	21.1	12.5	24.2	31.6	19.7	15.7	20.3
1時間未満	9.4	22.9	16.3	16.7	10.2	5.0	5.7	6.5
全く見ない	1.0	1.8	2.5	2.4	0.0	0.7	0.0	0.5

資料：令和5年度全国体力・運動習慣等調査

(6) 特別支援教育

【現状】

現在、就学先を決定する仕組みに関する制度の改正とともに、小・中学校の通常の学級での指導方法等の工夫を含む、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場における指導や支援が行われています。

障害のある子どもたちの学びの場の選択や柔軟な見直し、特別支援学校の教育課程と幼稚園・小・中・高等学校等の教育課程との連続性の重視、高等学校における通級による指導の制度化など、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を行ってきており、本市においても、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目ない支援の推進などに取り組んでいます。

現在、本市においても、少子化による学齢期の児童生徒数が減少している一方で、

特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等に伴い、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒の数が増加しています。

特別支援教育を巡る全国的な状況の変化や本市の地理的特色を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。

就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など、障害のある子どもの学びの場の整備、特別支援教育に携わる教師の専門性の向上、1人1台端末等のICT技術の活用、関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備等を進める必要があります。

(7) キャリア教育

【現状】

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子どもたちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解し、自らの適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の充実が必要です。

今後、産業界と連携し、職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な学習の取組を推進するとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学びや将来設計に生かす必要があります。

また、「キャリア・パスポート」を活用し、体系的・系統的なキャリア教育の促進を図ることが必要です。引き続き、児童生徒が自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実を図るとともに、産業・経済社会の状況や事業所等の実情等、職業の選択・決定に関する情報を十分に伝えることで、適切な職業選択ができるよう指導に努めることが求められています。

また、本市の中学生は卒業後、ほとんどの生徒が進学し、約6割の生徒が市内の高校に進学しています。各学校では、社会科見学や職場体験学習等の活動を通して、児童生徒一人一人が学ぶことの意義や必要性を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定するようにするために発達段階に応じたキャリア教育（進路指導）を推進しています。

(8) 情報教育

【現状】

情報活用能力を育成するために、令和3年度から本市においても GIGA スクール構想がスタートしました。

令和2年度末に1人1台端末が整備され、令和3年度は「慣れる(基本操作習得)」を目標に「タブレット端末やアプリの基本操作」、「電子黒板や授業用端末、周辺機器の操作」、「利活用モデルの構築」等を行いました。令和4年度は「使える(操作の習熟及び場面拡充)」を目標に「タブレット端末家庭持ち帰りのルール作りや体制の構築」、「プログラミング教育・情報モラル教育」、「利活用モデルの共有」等について研修を深めました。令和5年度は「溶け込ませる(利活用の日常化)」を目標に「タブレット端末家庭持ち帰りの推進」、「先進的な活用モデルの共有」、「校務のデジタル化」を推進しました。

さらに、市としては教育環境を有効活用するため体制の検討や技能の向上を目指して「市情報化推進委員会」、「市 ICT 機器活用研修会」等を開催しています。

その結果、授業支援アプリ(ロイロノート)の市平均ログイン率は令和4年度に47.4%だったものが令和5年度63.1%へと着実に向上しています。

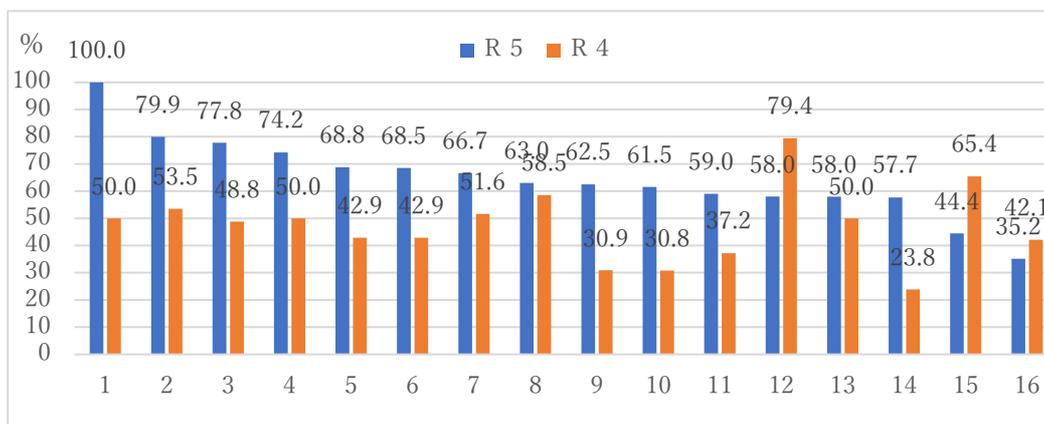
また、タブレット端末持ち帰り回数(月平均)も令和5年度の5月は1.3回だったものが2月には5.7回と向上しています。学校によっては文房具のように毎日使用したり、毎日家庭に持ち帰って活用したりしているものの、活用率が高くない学校もあるため、今後も積極的な推進が必要です。

◇ 「授業で ICT をどの程度使用しましたか。」の質問に「ほぼ毎日」と答える児童生徒の割合

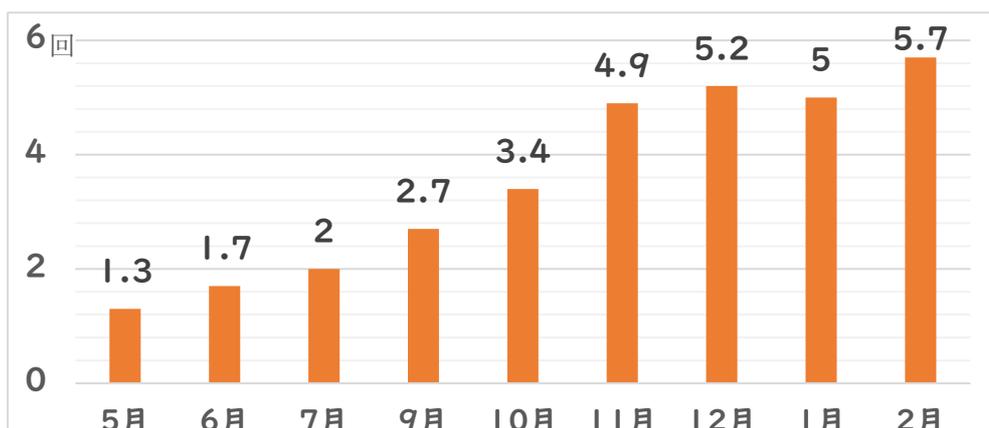
年度	割合	内 訳
R4	14.1%	小学校:25.3%(週3回以上…29.3%) 中学校: 2.9%(週3回以上… 6.6%)
R5	27.9%	小学校:31.9%(週3回以上…45.8%) 中学校:23.8%(週3回以上…50.0%)

資料:全国学力・学習状況調査

◇ 令和5年度 学校別ロイロノートログイン率(市内16校)



◇ 令和5年度タブレット端末家庭持ち帰り 市内16校平均回数（回/月）



◇ デジタル教科書導入状況(令和5年度)

校種	児童生徒用	教師用
小学校	外国語…全小学校 算数…7校	国語・社会・算数・理科・外国語
中学校	英語…全中学校 数学…1校	国語・社会・数学・理科・英語

◇ デジタルドリル導入状況(令和5年度)

校種	ドリル名	備考
小学校	ジャストスマイルドリル	国語・社会・算数・理科・外国語
	ドリルパーク	国語・社会・算数・理科
中学校	タブレットドリル	国語・社会・算数・理科・外国語
	ドリルパーク	国語・社会・算数・理科・英語

(9) 健康教育

【現状】

体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。そのために、教科体育を中心として、授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分に触れさせ、興味関心を高めるための機会の創出を図っているところです。

令和5年度全国体力・運動能力、習慣等調査によると、体育授業を「あまり楽しくない」、「楽しくない」と回答した児童生徒が一定数いることから、教員の指導力の向上を図るための研修の充実を図る必要があります。

本市における児童生徒の体力・運動能力等の状況調査においては、体力合計点は、全国、県平均に満たない状況が続いていますが、運動時間の状況は、改善傾向にあります。また、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が見られるため、今後も、運動を行うための機会を確保していく必要があります。

現在の児童生徒には、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲

酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題など、多様な健康課題が生じています。

このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。

学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率を向上させるなど、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

現在、すべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、食に関する指導の成果指標を設定している学校の割合も増加しています。食に関する指導の全体計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導し、今後も「学校給食を活用した食に関する指導の充実」を図る必要があります。

また、学校給食における地場産物の活用状況は、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組等を通して、県内産食材の活用促進を図っているところです。

◇ 食に関する指導の実施状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	121回	112回	104回	102回	129回
中学校	46回	29回	30回	46回	28回

(10) 安全・安心な教育環境の整備

【現状】

児童生徒が、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力を培うことができるよう、学校教育活動全体を通して、具体的かつ適切な安全教育に努めています。その際は、各関係機関との連携の充実を図ることが大切です。

学校や通学路では、登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事故など様々な事案が発生しています。各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進できるよう、防災・防犯・交通安全教室において職員向けの研修の充実を図っていく必要があります。

そこで、「通学路交通安全プログラム」に係る合同点検(学校、保護者、地域住民、警察、道路管理者、教育委員会)を行い、校区安全マップを年度始めに作成し、通学路等の点検・整備、学校・家庭・地域・関係機関と連携した組織的な活動などの安全管理体制の充実に努めています。

また、市交通事故・水難事故防止対策連絡会(学校、保護者、消防、警察、地域コミュニティ、教育委員会)を開催し、関係者が現状確認と対策の検討等を行っています。

学校施設については、校舎等の耐震化に必要な工事は完了していますが、施設の老朽化対策が課題となっています。伊佐市公共建築物個別施設計画に基づき、計画的な改修工事を行っているところです。

今後、施設維持に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を進めるためにも、校舎、遊具等の日常点検を実施しながら、改修や建て替えなど個別施設計画と整合性を図りながら進めていく必要があります。

(11) 郷土教育

【現状】

急速に進むグローバル化の中で、自らも国際社会の一員であることを自覚し、自国とは異なる文化や歴史の中にいる方々と共生していくためには、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育む教育の充実が求められています。

本市には、国、県、市指定文化財のみならず、各地域に伝統芸能や石造物(田之神・水神碑・馬頭観音像等)や神社、社寺跡、記念碑など様々な地域の文化資源が数多くあり、それらの価値を周知するため、指定文化財の説明看板の設置や更新、老朽化した標柱の建て替えを順次進めています。

ふるさとを誇り、愛する心情を醸成し、成人してからふるさとの発展に貢献しようとする意識や態度を育むためには、ふるさとの歴史を学び、地域の伝統文化や文化財を大切に保存・継承していくことが重要です。

本市は、豊かな自然と歴史、文化を併せもつ教育資源に恵まれた地域で、それらを活用した郷土教育を推進しています。

各学校においては、児童生徒のみならず教職員に対しても郷土芸能や伝統文化を体験する活動や、先人の業績や生き方について学ぶ機会の充実を図り、まちの歴史、伝統、文化の素晴らしさを継承し、魅力を伝える人材の育成に努めています。

各学校では、教科、学活、道徳及び総合的な学習の時間等を通して、それぞれの地域や学校の特色を生かした教育活動を行っています。主な教育活動として、地域の伝統的な芸能の継承や発表、伝統的な産業と民俗の学習及び体験的な学習、郷土の先人に学ぶ活動、地域の自然の調査・見学等があります。

また、伊佐市に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、教職員が市の歴史や文化、伝統等への理解を深め、教育実践に生かせるよう体験的な研修の場を設けています。毎年7月には伊佐の教師ふるさと塾を開催しています。

さらに、市に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、黄金の俳句コンクールや伊佐ふるさと検定等の郷土に関する作品の募集や探求学習で郷土についてSDGsの観点から追究する学びにも取り組んでいます。

令和5年度第13回黄金の俳句コンクール 大賞作品

シュワシュワの ひえたサイダー ばあちゃん家

(12) 家庭・地域の教育力

【現状】

青少年が郷土への誇りを持ち、その特性を生かして地域づくりに取り組み、豊かな感性と自立の精神や国際感覚を育てることは市民すべての願いです。そのために、成長段階に応じた課題に積極的に挑戦し、様々な交流活動やボランティア活動等に主体的に参画することで、社会の一員としての責任と誇りを自覚していくことが期待されます。

青少年を家庭、学校、地域社会、関係機関・団体等が一体となり地域ぐるみで支援していくことは特に重要なことであり、本市においても次代を担う、心身ともにたくましい青少年を育成するため、様々な活動を行っています。

また、家庭は全ての教育の原点ですが、現在、家庭の教育力は低下が懸念されており、家庭教育の向上が大きな課題となっています。家庭の教育力向上のために、公立幼稚園、小・中学校すべてに家庭教育学級を設置し、保護者に対し子育てに関する講演や親業出前講座等を行っています。今後も関係機関、部署と連携を図りながら、家庭における教育力の向上に努めます。

◇ レインボーキッズいさ

小学生から高校生を対象とした異年齢集団。※ 自然体験や食と農の体験、ボランティア活動等	実績(R5年度)	備考
	団員数 20名	※ 現状、小学生のみ

◇ 校区青少年体験活動

校区コミュニティ協議会に社会教育推進員を配置し、農業体験や各種体験活動を実施	実績(R5年度)	備考
	参加者 延べ 4,365名	※ 毎月第3土曜日「青少年体験活動の日」

◇ ふるさと学寮

集団宿泊生活を体験しながら通学することを通して、自主性・協調性・忍耐力・連帯感を養うことを目的に実施	実績(R5年度)	備考
	参加者 延べ 377名	※ 一定期間

◇ 青少年健全育成大会

地域と学び未来に生かす人づくりを目標に掲げ実施 ※ 青少年の非行防止、地域の安全意識の高揚を図る。	実績(R5年度)	備考
	参加者 306名	※ 原則、10月第3土曜日

◇ 家庭教育学級

公立幼稚園、小・中学校に家庭教育学級を設置し、子育てに関する講座、親業出前講座、体験活動等を実施	実績(R5年度)	備考
	参加者 1,772名 (104回)	※ 通年

◇ 子ども会活動

地域を基盤とし、子どもが中心となって体験活動や伝統継承活動等を実施する異年齢集団	実績(R5年度)	備考
	加入者 660名 (60団体)	※ 通年

開かれた学校とは、地域社会や家庭と連携協力して子どもたちの「生きる力」を育成するための教育を推進できる学校、学校の施設や機能を地域社会に開放し、人々の教育・文化・生活の向上に貢献できる学校、生涯学習の基礎的な資質の育成を重視し、子どもたちの実態に応じて、地域の教材や人材を活用した特色ある教育活動を展開できる学校です。各学校や地域、子どもたちの実態に応じ、学校と家庭・地域における教育の共有化と活動の協働化を図っています。

各学校においては、多くの方々に学校開放などの行事に参加していただき、学校教育について考える気運を高め、教育の充実と発展を図るために実施している「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に積極的に取り組んでいます。

◇ 各校の主な地域交流行事

学校施設名	県民週間実施計画・状況等(令和5年度)
大口小学校	学校自由参観、給食試食会
大口東小学校	学校自由参観、高齢者との交流会、大口東フェスタイン星が峯
牛尾小学校	学校自由参観、学習発表会、PTAバザー、学校運営協議会
山野小学校	学校自由参観、山野思い出写真館、地域の皆さんとのふれあい活動、協力隊OBと留学生が先生
平出水小学校	学校自由参観、芋掘り交流会、学校運営協議会、特認校説明会
羽月小学校	学校自由参観、総合発表会、「はつきこまつり」第2回学校保健委員会、校区文化祭
羽月西小学校	学校自由参観、黒豚祭り、西っ子発表会、交流グランドゴルフ・交流給食、全校読書会
曾木小学校	学校自由参観、学習発表会、曾木フェスティバル、ふれあいグランドゴルフ大会
針持小学校	保護者参観デー、読書月間お話し会・脱穀をしよう、学習発表会、学校運営協議会
湯之尾小学校	学習発表会、学校自由参観、昔遊び体験、いのちの授業、給食試食会
菱刈小学校	学校自由参観、学校運営協議会、地域懇談会、学習発表会、PTAバザー、もち米販売
南永小学校	高齢者の方との交流活動、交流給食、学校自由参観、南永っ子フェスティバル、いのちの授業
本城小学校	ふれあい週間、学習発表会、高齢者とのふれあい、生活科お芋パーティー、絵手紙をかこう
田中小学校	自由参観、田中フェスタ、高齢者とのふれあい活動、交流給食、学校運営協議会
大口中央中学校	学校自由参観、文化祭、道徳公開授業、性に関する授業
菱刈中学校	文化祭、お弁当の日

各学校では、生活科や社会科、総合的な学習の時間等において、授業に地域の人材や施設等を積極的に活用し、体験的な活動の場を広げ、豊かな社会性を育てています。

本市においては、平成29年度から「地域に開かれた学校づくり」を推進し、これまでの学校評議員制度から学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、平成31年度に全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなりました。学校と地域の双方向の関係によるつながりを充実させることで「地域とともにある学校」へと転換を図り、各小・中学校で充実した取組が展開されています。

(13) 生涯学習・スポーツ・文化の振興

【現状】

本市では、互いに学び高め合う生涯学習の推進を基本に、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組める学習の機会の提供のために、社会教育施設や各校区公民館等を活用しながら、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するよう工夫を凝らし、様々な市民講座(ふれあい講座)や高齢者教室などを開講しています。

また、市民の自主的な学習グループが学んだ成果を地域で活かし、ともに高め合い、新たな交流やつながりに発展するよう自主団体グループ(ふれあいサークル)の支援や発表の場の提供等を行っています。

生涯学習の推進のために、ふれあい講座では受講者の少ない男性や若者のニーズを把握するとともに、講師の選定や開設日時の検討など全ての市民が生きがいを持って、教養や日常生活に必要な知識・技能を身に付けるとともに連帯感を高め、自主的・自発的に学習するため機会の創設に努めています。高齢者教室では、高齢者の身近な各校区コミュニティを中心に受講者を募集し、高齢者の生きがいや仲間づくり等、社会参画促進を図っています。また、生涯学習の活動拠点に大口元気こころ館や伊佐市文化会館など社会教育施設以外の施設を有効活用し、市民が学びやすい環境づくりを進めています。



画像等

令和5年度に鹿児島県においては、国のスポーツ基本計画やスポーツ振興かごしま基本方針を基に「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」を策定しており、本市においてもこれに沿った取組を進める必要があります。

青少年スポーツにおいては、これまでスポーツ少年団や学校部活動を中心に推進を図ってきましたが、少子化の影響もあり、学校単位での活動は減少傾向にあります。しかし、一方では、新しい青少年クラブやスポーツ団体の結成も行われてきています。

地域スポーツ活動においては、各地域にスポーツ推進委員を配置し、ふれあい駅伝競走大会や軽スポーツ大会などを中心に推進を行っていますが、地域対抗で行う行事については、今後、さらに少子高齢化が進む中でその継続化が懸念されます。このようなことから、スポーツ推進委員の認知度をさらに高め、市民が身近な地域でスポーツに親しむ環境を維持する必要があります。

競技スポーツにおいては、本市出身のスポーツ選手が、国際大会や国民スポーツ大会、県民スポーツ大会等の各種大会で活躍することで、市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。令和5年度には、本市で燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント競技が開催されたことにより、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、本市のスポーツ振興に大きな成果を収めました。

文化芸術活動においては、伊佐市文化協会をはじめ市民団体の協力による様々な活動を行っており、例年11月には活動の成果を披露する場として伊佐市文化祭を開催しています。



画像等

また、令和5年度は伊佐市文化協会が中心となり「県民文化フェスタ」を開催することができました。日本の伝統文化を継承するために関係団体の協力を得ながら活動も行っていますが、今後は文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。

部活動地域移行については、令和5年度に部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、児童生徒、保護者、教職員を対象とした部活動地域移行に関する説明会やアンケートを実施しました。令和6年度には、部活動地域移行を推進するためのコーディネーターを雇用し、モデルケースとして部活動指導員を2名配置しました。

活動の場としての文化スポーツ施設については、開設から年数が経過し、老朽化による維持管理が厳しい状況になっています。修理が必要な箇所に対しては、安全を優先し、緊急度に応じた補修を実施しながら運営を行っています。

第3章 基本目標(教育大綱)

1 伊佐市教育の目標

市の発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。

そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが重要です。

本市は周囲を山に囲まれ、その中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田が開けています。森林が豊富で農業が盛んな本市の環境を生かし、地域について知り、地域の課題を解決しようとする態度を養うことを通して豊かな心を育みます。豊かな心とは、社会性、コミュニケーション力、自尊心や思いやり、規範意識を有する心と考えます。

豊かな心を育成することで、多様な人と積極的に関わり、地域の愛着と誇りを有し、社会に役立とうとする人づくりにつながります。

これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育的風土を大切にしながら「まちづくりは人づくり」という信念や、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という気風の確立に努めながら、青少年育成の各種事業を実践し、園児・児童・生徒が楽しく学べる環境の整備・充実に努めてまいりましたが、今後とも、このような取組により、ふるさとに学ぶ人づくりをベースに、地域で育んだ感性や生きる力を十分に発揮し、自らの人生を切り開いていくことのできる人づくり、社会に役立つ人づくりに取り組んでまいります。

本市では、これらの教育的資源を活用しながら、令和7年3月に第2次伊佐市教育振興基本計画を策定し、今後10年間の本市の教育を進めるにあたっての基本目標を

「伊佐のふるさと教育」の推進

- 1 地域と学び、未来を創る人づくり
- 2 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

と設定し、実現のために取り組んでまいります。

第1次伊佐市教育振興基本計画の実施から12年が経過した現在、これまでの取組実績や見えてきた課題等を踏まえつつ、以下の方針に従い、本市教育の第2次基本計画(前期計画)として施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

2 伊佐市教育の基本方針

(1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育の推進

教育には「不易(時代を超えて変わらないもの、価値あるもの)」と「流行(時代の変化とともに変わるもの、変えていく必要のあるもの)」があると言われています。

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進にあたって重要視されるものです。

(2) 社会の変化を乗り越えることができる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点にたつのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

(3) 一人一人が幸せを感じることができる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子どもたちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

さらに、本市においては、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、どこでも充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等と市の相互連携・協力の強化

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲を身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていく役割があります。さらに、本市においては義務教育と高校教育の連携は、相互の活性化と充実を図るため一層深めていかなければならない課題です。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、校区コミュニティ協議会や自治会などのことであり、社会の基本的単位である家庭や学校を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランスの確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

各種団体等は、その結成目的に応じて各団体の活性化を図るとともに地域社会との連携が求められています。

教育委員会は、市が令和8年4月に開設する放課後児童クラブや第三の居場所について、市と連携し、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。

本市教育における学校、家庭、地域、企業、各種団体等の役割を再度見直し、それぞれの役割を確実に果たすとともに、市は積極的に他に働きかけて相乗効果を高めるなど、連携や協働を図りながら、すべての市民が地域で子どもを守り育てるための取組を推進します。



画像等

(5) 人権同和教育の推進

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図り、すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚に努めます。

また、教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組みます。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

(6) 郷土の教育的な伝統や文化の活用と未来への継承

本市には、教育を重要視する伝統や精神、風土があり、豊かな自然、地域に根ざした個性あふれる文化、市外に誇れる農林業等の産業、様々な分野で活躍している人材など、教育的資源が豊富であり、また、地域全体で子どもを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(7) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進展してきたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探究的な学びなどの第3段階を目指します。

教育大綱と基本目標(目指すべき姿)及び基本計画(施策)の関連

教育大綱(令和 7~11 年度、令和 12~16 年度)

基本目標

10年間を通じて目指すべき教育の姿 (令和7年度~令和16年度)

- 「伊佐のふるさと教育」の推進
- (1) 地域と学び、未来を創る人づくり
 - (2) 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

伊佐市教育の基本方針

- (1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育の推進
- (2) 社会の変化を乗り越えることができる資質・能力の育成
- (3) 一人一人が幸せを感じることができる教育環境づくり
- (4) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等と市の相互連携・協力の強化
- (5) 人権同和教育の推進
- (6) 郷土の教育的な伝統や文化の活用と未来への継承
- (7) 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進



基本計画 今後5年間に集中して取り組む施策(令和7年度~令和11年度)

1	2	3	4	5	6
豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	未来の創り手となる資質・能力の伸長と確かな学力の育成	信頼される、地域とともに進める学校づくりの推進	人権尊重の精神に立つ学校づくり・地域づくりの推進	生涯学習環境の充実とスポーツ・文化の振興	教育環境の整備推進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 青少年教育と体験活動の充実 (4) 読書活動の推進 (5) 食育の充実 (6) 体力・運動能力の向上 (7) 健康教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 確かな学力の育成 (2) 特別支援教育の推進 (3) キャリア教育の推進 (4) 幼保こ小中高連携の充実 (5) 教育の情報化の推進 (6) 国際理解教育の充実 (7) 社会の変化に対応した教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開かれた学校づくり (2) 学校運営の充実 (3) へき地・小規模校教育の充実 (4) 望ましい学校の在り方の検討 (5) 学校における働き方改革の推進 (6) 教職員の資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権問題への正しい認識と理解 (2) 人権同和教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習環境の充実 (2) 生涯スポーツの推進 (3) 競技スポーツの推進 (4) 文化芸術活動の促進 (5) 地域文化の継承・発展 (6) 文化財の保存・活用 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備 (2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備 (3) 魅力ある高校づくりの支援

第4章 今後5年間に集中して取り組む施策

今後5年間に取り組む6つの施策の方向性について、これまでの成果等を含め以下に整理します。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

伊佐で育つ子どもには、世界中どこでも活躍できる素地を培うとともに、ふるさとの発展に寄与する資質能力を身に付けさせ、たくましく生きる力と感性豊かな心を育成することを目指しています。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

児童生徒のたくましい気力や体力の数値的な向上に当たっては、一校一運動の取組を継続し、体力等の基礎となる健康面では学校保健活動の充実を図ります。

家庭の教育力向上のためには、親業出前講座や異年齢集団での体験活動など、校区コミュニティ協議会と協働して取り組みます。

また、公立図書館の大きな4つの役割「支える・役立つ・つなぐ・育むこと」を意識し、「人づくりに貢献し、成長し続ける図書館」を目指します。

(1) 道徳教育の充実

【現状と課題】

令和5年度全国学力・学習状況調査によると、「将来の夢や目標をもっている」と肯定的に回答した本市の児童生徒の割合は、全国平均と比べると小学校(+7.9)、中学校(+14.9)と非常に高い結果が得られています。しかし、小学校では「人が困っているときには、進んで助けている」と肯定的に回答した児童は、全国平均と比べて-10.1と低い結果になっています。また、中学校では「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と肯定的に回答した生徒は、全国平均と比べて-4.7と低い結果になっています。

各小中学校では、道徳教育の全体計画を策定し、教育活動全体での取組を進めています。また、道徳教育推進教師を中心とした授業改善を実施し、「考え、議論する」子どもの姿が見られます。

【これからの施策の方向性】

子どもたちの道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進します。

道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合うことができる「考える道徳」、
「議論する道徳」ができるように、授業改善と指導力の向上に資するよう、研修の場の充
実に努めます。

【主な取組】

- ① 道徳教育及びその要となる「特別の教科道徳」等の充実を図るために、各学校におい
て道徳教育の全体計画や各時間の指導の概要が分かる年間指導計画を作成し、道徳
教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- ② 郷土教育資料「郷土の先人たち(伊佐市)」、「不屈の心(県)」等の各種資料の充実を
図るとともに、その活用を促すことや各地域で伝統的に引き継がれてきた文化や芸能
なども活用し、道徳教育の充実に努めます。
- ③ 「考え、議論する道徳」の更なる充実のために、各種研修会への参加や校内研修への
指導主事等の派遣を実施し、授業改善を図ります。
- ④ 総合的な学習の時間や特別活動、学校行事などの体験活動を通して、豊かな感性の
醸成に努めます。

(2) 生徒指導の充実

【現状と課題】

本市では、ここ数年の間において、児童生徒間における暴力行為やトラブル等の他、飲
酒や喫煙、万引き、器物破損等、その他の問題行動の発生件数は減少傾向にあります。
しかし、SNSでのトラブルなどインターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う問題が
増加しています。

いじめ問題では、「早期発見、早期対応、丁寧な解決」という基本認識の下に対応して
います。「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等調査」では、本市では、認知件数が
小学校175件(1,000人当たり認知件数164.2件)、中学校23件(1,000人当たり認知
件数45.4件)であり、全国の認知件数(令和4年度小学校1,000人当たり89.1件、中学
校1,000当たり34.36件)と比較しても積極的に認知し、早期発見、早期対応に努めて
いることがわかります。

ここ数年、不登校児童生徒の増加が喫緊の課題となっています。特に、小学校の低学
年からの不登校児童が増加しています。義務教育9年間を見通した一人一人の実態を
踏まえた指導や保護者及び関係機関との連携をさらに図っていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

暴力を振るい他人を傷付けることや万引き・窃盗等は、社会的に絶対に許されない犯
罪行為であることを十分に理解させ、指導を徹底させることはもちろん、家庭及び関係機
関と連携して問題行動の防止に努めます。

学校においては、道徳教育を中心とした心の教育の充実や9年間を見据えた小中一貫
教育の推進等、校種を超えた指導の在り方や連携をさらに図ります。

携帯電話やスマートフォン等の所持をふまえ、学校における情報モラルに関する指導を確実にを行うとともに、今後一層、PTAと連携した問題の対応に努めます。

生徒指導に関する教職員の資質の向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全教職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。

児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、教育相談体制の充実に努めるとともにこども課や福祉課との連携を図り、家庭への支援体制の強化にも努めます。

いじめについては、アンケートや教育相談等を実施して、早期発見・早期対応に努め、一人一人の子どもに寄り添った指導・支援を行います。

【主な取組】

道徳や学級活動、人権教育、情報教育における確実な指導と見届けを行います。

学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（「自己存在感の感受への配慮」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」を意識した授業を展開するとともに、「見つめ、励まし、支える」教師のまなざしとかかわりを大切にした指導の充実を図ります。

教職員の資質向上のために、生徒指導に関わる研修会や学級づくりに関する研修会を実施します。

菱刈中学校区小中一貫教育及び大口中央中学校区小中一貫教育の実践のさらなる充実を図り、全ての学校の職員に9年間を見通した指導の在り方を協議し、指導に生かします。

学校だけでは解決が難しい事案や児童生徒の安全確保のための事案等については、学校から警察や児童相談所へ連絡・相談するなど、積極的に連携を図ります。

不登校児童生徒へ寄り添いながら、社会への自立を促すために、教育支援センターを設置し、登校できない児童生徒の居場所づくりを行っています。また、家庭への支援として、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、こども課や福祉課と密に連携を図ります。

(3) 青少年教育と体験活動の充実

【現状と課題】

○ 青少年の体験活動・異年齢集団活動の推進

発展する情報化社会の中で、バーチャルな世界を通じた間接的な体験が増加しており、自然や生活文化等と直接ふれあう体験が減少する傾向にあります。少子化が進み、各自治会にあった子ども会を通じた体験活動等が減少し、地域とのつながりも希薄となり、地域のリーダーがなかなか育ちにくい状況となっています。このようなことから、異年齢集団での体験活動などを通じて地域のリーダーを育て、心身ともにたくましい青少年の育成を強化していくことが必要です。

各校区コミュニティに配置した社会教育推進員を中心に、本市の地域資源を活かした田植えや稲刈りなどの体験活動をはじめ、各校区の特色に応じた体験活動や通学合宿「ふるさと学寮」を実施したり、姉妹都市である喜界町との交流キャンプを実施したりしていますが、子ども会や「レインボーキッズいさ」、「青年団」の会員・団員の確保が課題となっています。

○ 家庭の教育力向上

家庭は教育の原点であり、愛情による絆で結ばれた家庭は子どもの心の拠り所であるという認識にたち、家庭の教育力向上のために、公立幼稚園、小・中学校すべてに家庭教育学級を設置し、保護者に対し、子育てに関する講演や親業出前講座等を行っています。今後は家庭教育学級への参加者を増やす取組や、地域や関係機関、部署とも連携を図りながら家庭の教育力向上に向けた取組が必要です。

○ 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

少子化・核家族によって地域に住む子どもや周りの大人同士のあいさつの習慣が薄れ、地域とのつながりが希薄化しています。家庭・学校・職場・地域社会でのあいさつが活発になることによって、大人子どもを問わずに市民の心が明るく、まちが元気になり、市民の規範意識が高まることで、地域の活性化、安全安心のまちづくりに繋がられるよう、また家庭教育の基本はあいさつであるとの観点から、地域ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を推進しています。コミュニティ協議会と連携した学校での門前活動等の「あいさつ運動」を展開していますが、市民の意識の一層の高揚が重要です。今後は、家庭・学校・地域が連携した、さらなる根強い運動展開が必要です。

【これからの施策の方向性】

○ 青少年の体験活動・異年齢集団活動の推進

- ① 校区コミュニティや学校等関係機関と連携し、地域の特色を生かした発達の段階に応じた効果的な青少年の育成事業を推進します。
- ② 異年齢集団による自然体験学習やボランティア活動を通してジュニア・リーダーの育成を図ります。
- ③ 子ども会活動を積極的に支援し、子どもたちに魅力的な体験活動等を企画し参加率の向上に努めます。
- ④ 青年団活動の支援を行い、若者が地域社会に積極的に参画し、活躍できる機会をつくります。

○ 家庭の教育力向上

- ① 家庭教育学級の内容の充実を図り、家庭の教育力向上を目指します。
- ② 関係機関とも連携しながら子育てに関する相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。

○ 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

人と人との信頼関係を深め、安全・安心で住みよいまちづくりと、明るく健やかな青少年の健全育成のため、家庭・学校・職場・地域が連携し、市民総ぐるみの「伊佐さわやかあいさつ運動」を展開します。

【主な取組】

○ 青少年の体験活動・異年齢集団活動の推進

- ① 子ども会活動の支援を充実し、多くの子どもたちが様々な体験学習や異年齢集団活動ができる機会を創出します。
- ② ジュニア・リーダー「レインボーキッズいさ」の活動内容を見直し、団員が魅力を感じながら、複数年継続して活躍できる機会を創設します。
- ③ 地域の高齢化率が高まる中、ふるさと学寮など校区青少年活動を実施する際の問題点を共有し、問題解決に向けて積極的に青少年活動を支援します。
- ④ 青年団が活躍できる場の提供や実施する活動に対する支援を行います。

○ 家庭の教育力向上

- ① 幼稚園、小・中学校における家庭教育学級を開催します。
- ② 家庭教育専門指導員を配置し、親業出前講座を実施します。
- ③ 就学時健康診断時に親子で規則正しい生活を送るための資料を配付します。
- ④ 市内の幼稚園・保育園・認定こども園にも家庭教育学級の設置を推奨します。

○ 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進

- ① 校区コミュニティ協議会が中心となり、関係機関・団体、学校等が連携した校門、通学路等での毎月のあいさつ運動を推進します。
- ② 青少年健全育成大会・伊佐さわやかあいさつ運動推進大会などを開催します。
- ③ 「あいさつ標語」の募集や表彰などの啓発活動に取り組みます。
- ④ チラシ配布、ポスター掲示、市内各所におけるのぼり旗の設置により、広く市民に呼びかけます。
- ⑤ 企業や事業所へも周知を行い、職場等でのさらなる取組の推進を図ります。
- ⑥ 各種の推進活動により、「さわやかあいさつ運動のまち伊佐市」を目指します。

画像等

(4) 読書活動の推進

【現状と課題】

伊佐市内の小・中学校では、読書目標(小学校100冊、中学校50冊)を設定して、児童生徒の読書活動の充実に努めています。各学校の読書活動の推進では、「朝の読書活動」や「読み聞かせ活動」、「授業と関連した読書指導」等を行い、具体的な指導の場となっています。

10月に実施される「読書量調査」や「数値でみる伊佐の学校」等における読書量調査では、全体的に本を読む子どもと読まない子どもの差が大きく、また中学校における読書活動や読書量に課題が見受けられます。

本市にある2つの図書館では、図書館ボランティアや学校等と連携した読み聞かせ会やイベントなどを行い、幼少期からの読書推進を行っています。令和5年に開設した市立図書館のホームページから蔵書の検索・予約ができるようになったことで、利用者の利便性は向上したものの、人口減少に加え、インターネットやスマートフォンの普及による子どもの活字離れが進んでいることから、利用者数、貸出冊数とも横ばい傾向にあり、特に児童生徒の利用が少なくなってきました。

【これからの施策の方向性】

- ① 「伊佐市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒の読書活動を総合的、体験的に進めていきます。
- ② 国語科の授業と関連づけた読書指導の充実につながる指導を行います。
- ③ 各学校では、読書環境の整備・充実にを図ることを目的に、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、市立図書館との連携等を図ります。
- ④ 市民の主体的な学習を支援するため、多様な資料や情報を広く収集・整理し、身近な「学びの場」として、また、生涯学習の拠点施設として、利用しやすい図書館の運営に努めます。
- ⑤ 市民や子どもの「読書力」を高めるため、図書館ボランティアや学校等と連携して、読書活動を推進します。
- ⑥ 市民のニーズにあったイベントの開催や資料収集に努めます。

【主な取組】

- ① 各学校では、毎月 23 日を「読書活動の日」や「親子読書の日」等として、児童生徒が読書に親しむ活動を推進します。
- ② 国語科をはじめとする各教科の指導に当たっては、図書資料の活用を積極的に推進し、読書指導の充実に努めます。
- ③ 各学校で読書目標を設定し、児童生徒の読書の実態調査と課題に応じた読書活動の推進を図ります。
- ④ 各学校の図書室の環境の充実に努めるとともに、関係機関との連携をさらに図ります。特に中学校でも各学校の実態に応じた読書指導及び環境の整備を行い、課題の改善を目指します。

- ⑤ 市民のニーズに応じた図書資料の収集と整備充実を図り、利用者が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ⑥ 郷土出身の作家(海音寺潮五郎氏、井上雄彦氏など)を PR しながら特色ある図書館を目指します。
- ⑦ 保育園・幼稚園や病院、事業所等の巡回図書(配本サービス)の充実を図ります。
- ⑧ ボランティアグループと連携し、読み聞かせ活動(ブックスタート、緑陰読書会、お話し会、読み聞かせ会等)の充実を図ります。
- ⑨ 市ホームページや広報紙などを活用し、図書館活動や新刊本紹介などを行うとともに、利用者カードの作成を奨励し、図書館の利用促進を図ります。
- ⑩ 図書検索・予約システムの利用促進を図ります。



(5) 食育の充実

【現状と課題】

子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進のために、給食指導の充実を図っています。全ての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、各教科等の食に関する指導と関連付け、地場産物や郷土の伝統的な食文化についての理解を深めるための取組を推進しています。食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることに気づき、感謝の心を育むことができるように、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組んでいます。しかしながら、朝食を毎日摂っている小・中学生の割合は90%弱であり、さらに食育を推進していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- ② 学校給食を核とした「食に関する指導」の充実を図ります。
- ③ 栄養教諭の専門性を生かした「食に関する指導」の充実を図り、学校教育活動全体で食育の推進に取り組めます。

【主な取組】

- ① 栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールする力を身に付けるために、各教科等における食に関する指導や学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ります。
- ② 子どもたちが食品ロスの視点を持ち、命の大切さや食への感謝の気持ちを養うことができるように、地場産物や地域の伝統的な食文化に触れる献立の充実や地域生産者との連携を図ります。
- ③ 「食育は、次の世代への教育である」という認識のもと、学校・家庭・地域が連携した食育を推進するために、保護者を対象にした給食試食会や地域関係者を含めた学校給食検討委員会を実施し、啓発に努めます。

(6) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

体力・運動能力の向上に当たっては、体育・保健体育の授業の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けることが必要です。そのために、体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分触れさせ、興味関心を高めるための工夫を図っているところです。

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査実技集計から、小学5年生では、「長座体前屈(柔軟性)」、中学2年生では、「長座体前屈(柔軟性)」、「ソフトボール投げ(筋力、投力)」に課題が見られます。

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査児童生徒質問紙集計の「運動やスポーツをすることは好き」と肯定的に回答した小学5年生、中学2年生の割合は、全国平均とほぼ同じ水準となっています。

【これからの施策の方向性】

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを目指し、学校・家庭・地域が連携し、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。

体育・保健体育の授業を中核として、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせたり、体力・運動能力、技能を向上させたりするために、研修会の充実や校内研修等への積極的な講師派遣を推進します。

全国・体力運動能力、運動習慣等調査児童生徒質問紙集計から児童生徒の運動への興味・関心、運動習慣の実態、授業分析等の結果を踏まえ、各種研修会や各学校の研修の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 教科体育の授業力の向上や児童生徒の体力・運動能力の向上を目指し、体育主任等研修会や授業力アップセミナー等の開催を通して、体育・保健体育の学習内容の充実、指導法等の改善に努めます。

- ② 体育・保健体育の授業で「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、課題解決のために、ICT機器の活用や他者との対話、振り返りの機会を充実させるなどの改善に取り組みます。
- ③ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために、「する・みる・支える・知る」といった運動・スポーツの多様な楽しみ方を、授業や学校行事で経験する機会の充実に努めます。
- ④ 生徒や地域のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、中学校部活動の地域移行を推進します。

(7) 健康教育の充実

【現状と課題】

児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルが確立できるよう、必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実を図る必要があります。そのために、児童生徒の発達段階を考慮し、実態に即した性に関する指導や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育における指導の充実を図っているところです。

幼稚園等も含めた児童生徒の学校生活の状況を把握し、安全確保のための自覚を高め、適切な安全措置等ができるように安全管理に努めるとともに、園児児童生徒に危険を予測したり、回避したりする能力を身に付ける安全教育の充実が一層求められます。

学校保健委員会への学校医や専門家、保護者の参加率向上を目指し、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

【これからの施策の方向性】

学校での保健活動の充実に向けた支援体制を整え、学校や児童生徒の課題解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。

様々な感染症・疾病の発生や蔓延に備えて、関係機関との連携体制を整え、学校や家庭での保健指導の充実を目指します。

安全管理では、教職員の危機管理意識を高め、事故が予測される要因等の除去や機器・設備等の活用・充実を目指します。また、安全教育では、危険を予知したり回避したりするための訓練や具体場面を想定した安全学習を推進します。

【主な取組】

- ① 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、市保健所等との連携の充実を図り、保健指導(性に関する指導、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育、食に関する指導等)における研修の充実(管理職研修会・養護教諭等研修会における指導の実施)を図ります。
- ② 疾病や感染症の発生状況を把握し、対策を講じるとともに、学校欠席者情報収集システムの効果的運用を行い、緊急時にはスムーズな対応ができるよう関係機関との連携の充実を図ります。

- ③ 児童生徒自らが安全について、危険を予測したり回避したりするなどの意志決定や行動選択ができるような有効で実効性のある安全指導の工夫・充実と安全管理の徹底を図り、「安全啓発活動」を推進します。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進【5年後の数値目標】

項目	現状値（令和5年）	目標値
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくあると思う児童生徒の割合	小 53.6% 中 37.2%	70%

項目	現状値（令和5年）	目標値
朝食を毎日摂っている児童生徒の割合	小 89.2% 中 87.2%	95%

項目	実績(令和5年度)	目標値
図書館の来館者数	16,519人	36,000人
// 貸出冊数	47,399冊	72,000冊

2 未来の創り手となる資質・能力の伸長と確かな学力の育成

たくましく生きる力と豊かな感性を備えた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上を最重要課題としてその改善に取り組み、知・徳・体の調和のとれた人材の育成を目指します。

学力向上においては、指導主事を派遣した研究授業のほか、学校訪問による指導助言を継続的に実施しており、さらなる授業改善を図ります。また、タブレット端末の効果的な活用により、個別最適な学びや協働的な学びをより一層推進します。

特別支援教育では、教育支援委員会による就学指導の充実や支援員の適切な配置を行い、幼保こ小中高が情報共有しながら指導の連携を進めていきます。

(1) 確かな学力の育成

【現状と課題】

学力調査によると、小学校・中学校ともにほとんどの教科で全国・県平均より低い状況です。思考・判断・表現に関する問題も低い状況ですが、特に知識・理解に関する問題が全国平均を大きく下回る正答率になっており、学年が進むにつれてその傾向が大きくなっています。そのため、基礎学力の定着を図るための授業改善や家庭学習の習慣化を図る必要があります。

確かな学力の育成や中1ギャップの解消、新規不登校児童生徒を発生させないために、今後も小・中学校の連携した取組の充実とその推進を図る必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学習定着度調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本市の実態に応じた学力向上策を推進します。
- ② 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力・人間性等を育成する観点から、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- ③ 学力調査等などの諸調査の結果を集計・分析し、各学校の指導に生かします。
- ④ 児童生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、小学校と中学校が一貫した教育を継続して、推進していきます。

【主な取組】

- ① 学習指導要領の内容について周知徹底を図り、県教委が作成した「学びの羅針盤」を基に学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図ります。
- ② 管理職研修会や学力向上対策担当者会等における協議や協議内容の周知徹底により、各学校の実態に合った取組を充実させます。
- ③ 学力調査等において課題が見られる学校には、指導主事が継続して指導・助言を行い、校内研究の推進や授業改善を図ります。また、全ての学校に学力向上に係る見

児童生徒の実態分析、改善策、数値目標設定、進捗状況、結果について説明を求め、年間を通じた学力向上に対する取組を継続できるようにします。

- ④ 小中一貫教育を推進し、共通実践事項を設定したり、共通課題について協議したりすることで、学力向上策を推進します。
- ⑤ 課題や要望等に応じて研究協力校等を指定し、各学校の研究推進を図るとともに、その成果を市内の各学校に波及させます。また、教職員が主体的に学べる場として学校間で相互に授業参観ができる伊佐市授業力アッププロジェクト「NEXT STAGE」を実施します。
- ⑥ タブレット端末の効果的な活用により、個別最適な学びや協働的な学びを推進します。また、家庭に持ち帰り活用することで、授業と家庭の学習のシームレス化を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、障害の状態等に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級の多様な学びの場において、指導・支援が行われており、特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は徐々に充実してきています。

児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、早期からの就学相談・支援を必要とする幼児や特別な支援を必要としている児童生徒は増加しています。

多様な学びの場において、児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成するために、各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会等の機能化を図るとともに、全ての職員の特別支援教育に関する専門性のさらなる向上を図る必要があります。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児及びその家族への支援体制の整備を図る必要があります。

地域での豊かな生活の実現のため、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒が「居住地校交流」を通して、多様な経験を積んだり、相互理解を図ったりすることが大切です。また、同じ地域の仲間として、地域の学校で共に学ぶ交流及び共同学習の機会を設け、共同して生活していく態度を育む必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、相談・支援体制のさらなる充実に努めます。
- ② 障害の状態に応じて適切な指導や必要な支援を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実に努めます。

- ③ 特別な支援が必要な児童生徒を支える校内支援体制や学びの場について検討する校内委員会のさらなる充実を図ります。
- ④ 全ての教職員等が特別支援教育に関する知識等を十分に身に付けることができるように、研修の充実に努めます。
- ⑤ 同じ地域の仲間として、地域の学校で共に学ぶ交流及び共同学習を積極的に進めながら、お互いのことを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるために、各種研修会や各学校の研修の充実に努めます。
- ② 早期からの教育相談・就学相談体制をさらに推進するために、こども課、医療機関、療育機関と連携した、「子ども発達支援連携システム」の積極的な運用に努めます。
- ③ 学びの場の変更に係る「段階的な検討のプロセス」の手引を活用し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるための校内支援体制の充実に努めます。
- ④ 特別支援教育支援員を配置し、学級担任や教科担任と連携・協力のもと、通常の学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応える指導の提供に努めます。
- ⑤ 全ての学校等で、障害のある幼児児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、個別の教育支援計画、個別の指導計画、移行支援シート等の作成・活用、基礎的環境整備・合理的配慮の提供等が行われるよう努めます。
- ⑥ 通級による指導、特別支援学級における自立活動の充実と担当者の専門性の向上に努めます。
- ⑦ 医療的ケアが必要な児童生徒等について、安全・安心に学校で学ぶことができるよう、実施体制の整備に努めます。

(3) キャリア教育の推進

【現状と課題】

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。

キャリア教育の意義や必要性については、学校だけでなく地域社会の意識も高まっており、学校単位での職場体験・インターンシップは中学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の指導を充実させ、体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。

各学校では、企業経営者や多様な種の外部人材による講演会等を開催し、自分の生き方について考える機会を設けていますが、講話や出前授業の実施を通して、企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、「キャリア・パスポート」等を活用し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一員として自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。
- ② 子どもたちが自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- ③ 社会的・職業的自立に向けて必要となる基礎的・汎用的な能力のさらなる育成を図り、多様化する生き方に対応します。
- ④ キャリア教育に関する教員の研修を充実させ、指導力の向上を図ります。
- ⑤ 勤労観・職業観等を育成するため、企業や経済団体など関係機関との連携のさらなる強化を図ります。

【主な取組】

- ① 小学校から高等学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「キャリア・パスポート」を活用(予算化)し、定着を図ります。
- ② 産業界と連携し、各発達段階に応じた職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な学習の機会の提供を推進します。
- ③ 中学校の職場体験学習について、事前・事後まで含めた学習の充実に努めます。
- ④ 小・中学校等において、学級活動を要としながら、全教育活動を通したキャリア教育を推進します。

(4) 幼保こ小中高連携の充実

【現状と課題】

- ① 幼児期から生涯にわたる人格形成の基礎を培い、たくましく心豊かな子どもを育てるためには、子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を意識し、それぞれの学校(園)等が段階に応じて、その役割をしっかりと果たすとともに、各段階間の連携や円滑な接続を図る必要があります。
- ② 幼稚園等では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育・保育に取り組むことに加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図るよう求められています。
- ③ 小中連携では、小・中学校の教職員が義務教育9年間の教育活動を理解し、全体の教育活動において自分たちの果たすべき役割をしっかりと認識した上で、9年間の系統性を確保していくことが求められています。
- ④ 中高連携では、生徒指導での連携や高校見学・体験を通した連携を図っています。

【これからの施策の方向性】

- ① 幼稚園等において、小学校以降の教育を見通し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、その土台となる非認知能力を含む学びに向かう力、知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎を育成することができるよう、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- ② 特別な配慮を必要とする子どもを含む全ての子どものウェルビーイングを高めるという観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園等と小学校等が連携・協働した取組の一層の推進を図ります。
- ③ ねらいを明確にした計画的な児童生徒間の交流を充実させます。
- ④ 市立本城幼稚園は、その設置目的を踏まえ、園児の健全な心身の発達と特色ある幼児教育の充実を図ります。
- ⑤ 中学校区を単位とした小から中へのスムーズな移行等の連携した取組の推進を図ります。
- ⑥ 市内の幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、特別支援教育や交流活動、体験活動等を中心とした市内3高校との連携を推進していきます。

【主な取組】

- ① 校(園)種を超えた研修会、連絡協議会等を開催し、教諭及び保育教諭、保育士に対する研修の充実を図り資質向上に努めます。
- ② 幼稚園等と小学校等の教職員が協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした連携がなされるよう、幼保こ小合同の研修を実施し、情報共有の促進や教育課程の編成・実施等の取組の充実を図ります。
- ③ 移行支援シートや個別の教育支援計画を基に行う連続性のある支援の充実を図ります。
- ④ 積極的な交流活動の実施と活動の質の充実を図ります。
- ⑤ 児童・生徒同士の交流、教職員同士の交流の活性化を図ります。
- ⑥ 幼保こ小連携研修会、各中学校区小中一貫教育実践研究会、中高連携推進事業等による連携推進を図ります。

(5) 教育の情報化の推進

【現状と課題】

本市では、令和3年度からはじまった「GIGAスクール構想」により児童生徒の1人1台タブレット端末や高速大容量通信環境が整備されました。学習指導要領において、「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けられ、「情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力」や「情報技術を手段として効果的に活用していく力」、「情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル」の育成の充実が必要です。

へき地・小規模校を有する本市においては、遠隔教育システムにより距離や時間等に制約されない教育等でICTの積極的な利活用が期待されるものの、まだ十分に活用されていない現状もあります。また、ICTの効果的な活用は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対応するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びが可能になることと併せ、教職員の校務における負担軽減にもつながることから、さらに推進する必要があります。

令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査によると「端末を毎日使用していますか」の質問に対して、結果は令和4年度が14.1%（小学校：25.3%、中学校：2.9%）令和5年度が27.9%（小学校：31.9%、中学校：23.8%）でした。この活用率を指標として、情報活用能力の育成につなげる必要があります。

令和6年度からICT支援員を2人導入しています。各学校の状況に合わせた効果的な活用を推進していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成に努めます。
- ② 生成AI等新たな情報技術を効果的に活用することに加え、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくために必要な、人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- ③ 小規模校が多いことを踏まえ、遠隔教育システムを効果的に活用した授業実践の充実に努めます。
- ④ 小・中学校の発達段階を踏まえたプログラミング教育の充実に努めます。
- ⑤ 教育データ等の効果的な活用により、個別に最適化されたきめ細かな指導を目指すとともに、校務における活用を含めてICTを積極的に活用した学校の事例の情報発信に努めます。
- ⑥ 国のICT環境の整備方針等に基づき、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【主な取組】

- ① 県の教育の情報化に係る「推進プラン」を踏まえた施策の充実を図るとともに、生成AI等に代表される情報技術等の発達や教育の情報化の急速な進展状況を鑑み、随時、推進プランの充実・見直し等を行い、教育の情報化を推進できるように努めます。
- ② ICTを活用した指導力を高めるための研修等を充実させます。
- ③ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現に向け、各教科等において1人1台タブレット端末等を効果的に活用した授業やオンライン配信等を活用した授業等の実践を推進します。
- ④ 生成AI等、新たに生み出された情報技術等の活用や留意点など、教職員や児童生徒が適切かつ安全に活用することができるよう、情報提供に努めます。
- ⑤ ネット依存や情報モラル等について、デジタルシチズンシップの観点から児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- ⑥ 小・中学校の発達の段階を踏まえたプログラミング教育(教育版マイクラフト等)の充実を図ります。
- ⑦ 教職員が授業や校務において、教育データ等を効果的に活用することにより、児童生徒一人一人に個別に最適化されたきめ細かな指導、教員相互の情報共有や効率的な成績処理などが行えるよう、支援体制の充実、環境の整備を推進します。
- ⑧ 学校ホームページやオンライン配信の活用などにより、保護者や地域等に教育活動などを積極的に情報発信し、信頼される開かれた学校づくりに努めます。

(6) 国際理解教育の充実

【現状と課題】

グローバル化の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。

各学校では、外国語教育の充実が図られ、ALTとのティーム・ティーチングによる授業などを通して、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招くなど、外部人材を活用した異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がっています。

学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

小・中学校においては、ALTやSET加配等と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外についての興味・関心を高め

ていくことができるように努めます。

自国文化及び異文化に対する理解を深め、お互いが認め合い、尊重しながら生きていく力を育てます。また、外国の人、歴史、文化、言語等に関心を持ち、それらに積極的に関わっていかうとする態度を養います。

グローバル化に対応した英語教育の充実を図るため、国の動向を踏まえ、学習指導要領の着実な実施など、計画的な取組を推進します。

【主な取組】

- ① 小学校における外国語活動及び外国語科の指導を充実させるとともに、中学校とのスムーズな接続や校種を超えた系統的な授業づくりを推進します。
- ② 小・中学校等において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解に関する学習などの充実を図ります。
- ③ 我が国や外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習活動の展開に努めます。
- ④ 外国語教育及び国際理解教育に関する教職員の研修の充実を図ります。

(7) 社会の変化に対応した教育の推進

【現状と課題】

本市は、周囲を九州山系に囲まれた盆地上の地形を成し、中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田が開けています。また、日本一の金産出量を誇る菱刈紘山があります。

学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した学習をしており、ゴミの分別やりサイクル活動、環境美化活動、河川の生息する生物等の調査活動を実施しています。

【これからの施策の方向性】

持続可能な社会の担い手の育成及びウェルビーイングの向上を図るため、学習指導要領に基づき各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科等横断的な環境教育を進めます。

地域の自然体験活動を通して身近な自然環境や生物の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。

【主な取組】

各教科や総合的な学習の時間、特別活動などの授業における学習やりサイクル、ゴミの分別など学校生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実を図ります。

カヌー体験や自然体験学習、田植え体験など、川内川などの本市の自然を生かした体験活動を通して、自然環境への意識を高めます。

2 未来の創り手となる資質・能力の伸長と確かな学力の育成【5年後の数値目標】

◇ 全国学力・学習状況調査における全教科の平均通過率の県との差

	実績（令和5年度）	目標値
小学校	県差－1.5	県差＋1
中学校	県差－5.7	県差±0

◇ 授業において「ほぼ毎日」「週3回以上」PC・タブレットなどのICT機器を使用して学習している児童生徒の割合

	実績（令和5年度）	目標値
小学校	77.7%	100%
中学校	73.8%	

◇ プログラミング教育の充実

実績(令和5年度)	目標値
プログラミング教育について研修	教育版マイクラフト市内全16校で実施

3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

今後5年間の見直しとして、学級経営の充実による生徒指導問題の改善、学校・家庭・地域との連携強化による児童生徒の育成、教員の持つ力を最大限発揮できるよう学校校務の業務改善と複式学級を有する小規模校の教育振興を図り、学力向上につながる学校教育の充実に努めます。

いじめ問題や不登校などの生徒指導については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、こども課、福祉課と密に連携して児童生徒への支援だけでなく、家庭への支援を充実していきます。また、学校運営協議会と連携して、学校と地域で協働し、複合的に取組の改善を図ります。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどに取り組みます。

(1) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

各学校では、家庭・地域社会と連携した教育活動の展開に努めています。また、地域素材・地域人材等の積極的な活用を図り、特色ある教育活動を展開したり、授業の公開や行事の運営においては積極的に学校を開き、地域の方々の参加を呼びかけたりしています。

「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」は、全ての学校で取組が行われ、毎年多くの地域の方々が参加するなど、活発な活動が行われています。

全ての学校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を有する学校)として指定し、地域住民が参画する学校運営による教育活動の展開を進め、教育課題等の解決に向けて家庭・地域と連携して取り組む体制づくりを進めています。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域に開かれ、地域に根ざす学校の推進を図るために、あらゆる機会をとらえて広く学校を開き、地域・関係機関の協力を得ながら学校教育活動を推進します。
- ② 地域と共にある学校づくりを目指し、学校評価制度を推進します。
- ③ 地域素材・地域人材の活用、教育活動の積極的な公開や広報を図ります。
- ④ 家庭・地域と連携して伝統や文化に関する教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 学校ホームページ(ブログ)や学校便り、学級通信などによる情報発信を図ります。
- ② かごしまの教育県民週間における学校参観等の積極的な実施を図ります。
- ③ 各学校における学校評価の推進と学校評議員(学校運営協議会)制度の活用を図ります。

- ④ 自己評価結果や関係者評価結果の積極的公開と報告を行います。
- ⑤ 学校の教育活動の地域への広報に努めます。
- ⑥ 各種へき地・小規模校研究公開への積極的参加を図ります。
- ⑦ 各学校における具体的な取組をととして「伊佐のふるさと教育」の推進を図ります。
- ⑧ 各校区における伝統文化継承に関わる児童生徒の活動の推進及び各関係機関との連携強化に努めます。
- ⑨ 地域人材の活用の奨励を図ります。
- ⑩ 学校運営協議会制度の一層の充実を図ります。

(2) 学校運営の充実

【現状と課題】

- 全国的にも不登校児童生徒数が年々増加する傾向にあり、本市においても同様に令和3年度と令和5年度を比較して、1.4倍増加しています。特に、小学校での不登校児童は2倍となっています。各学校では、不登校児童生徒の増加傾向に対応するためにも組織的な「魅力ある学校づくり」の取組が求められます。
- 教科指導や事務業務等の時間に加えて、いじめや不登校、SNSに関する問題への対応や虐待などの家庭における問題への対応など、多様な問題に対応するために、心理や福祉、医療などの専門的な機関との繋がりが必要になっています。
- 全ての学校で学校運営協議会を実施し、学校と地域住民が連携・協働することで、コミュニティ・スクールの推進を行っています。子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

【これからの施策の方向性】

- 学校運営の改善のため、校長のリーダーシップの下、教職員一人一人が主体性や同僚性を発揮し、学校運営に参画するなど、学校のマネジメント機能の強化を図り、児童生徒が主体となる「魅力ある学校づくり」を推進します。
- 組織としての学校運営を実践するため、教員以外の職種の心理や福祉、医療などの機関と連携して多面的に児童生徒を支えます。
- 学校運営協議会で学校と地域が育てたい子どもの姿を共有し、学校職員と地域住民が相互理解を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【主な取組】

- 児童生徒の意識調査をもとに日々の取組を見直し、全教職員で今後の取組について検討し、「魅力ある学校づくり」に取り組みます。また、学期末には取組についての評価の場を設定し、改善につなげます。
- 教育相談員やスクールソーシャルワーカー、こども課、医療などの専門的な機関と定期的に情報共有を行い、多面的な支援を図ります。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、コミュニティ・スクールを推進し、保護

者や地域住民等と情報や課題を共有し、目標やビジョンを設定し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

(3) へき地・小規模校教育の充実

【現状と課題】

小学校14校のうち、8校が複式学級を有しています。少子化による児童生徒数の減少は避けられないことから、へき地・小規模校教育の充実を図ることは、本市教育の振興を図る上でも重要です。

伊佐市のへき地・小規模校等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源があり、総合的な学習の時間等で、地域の自然や伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

【これからの施策の方向性】

- ① へき地・小規模校のよさを積極的に生かした特色ある教育活動と特認校制度等の基盤整備を推進します。
- ② ICTを生かした複式学級の指導の在り方や授業の進め方等に関する教職員の指導力の向上を図るとともに、研修会の機会の確保と充実に努めます。
- ③ 地域と一体となった教育を推進し、学校のホームページやブログ等での情報発信を通して、児童数の増加につなげます。

【主な取組】

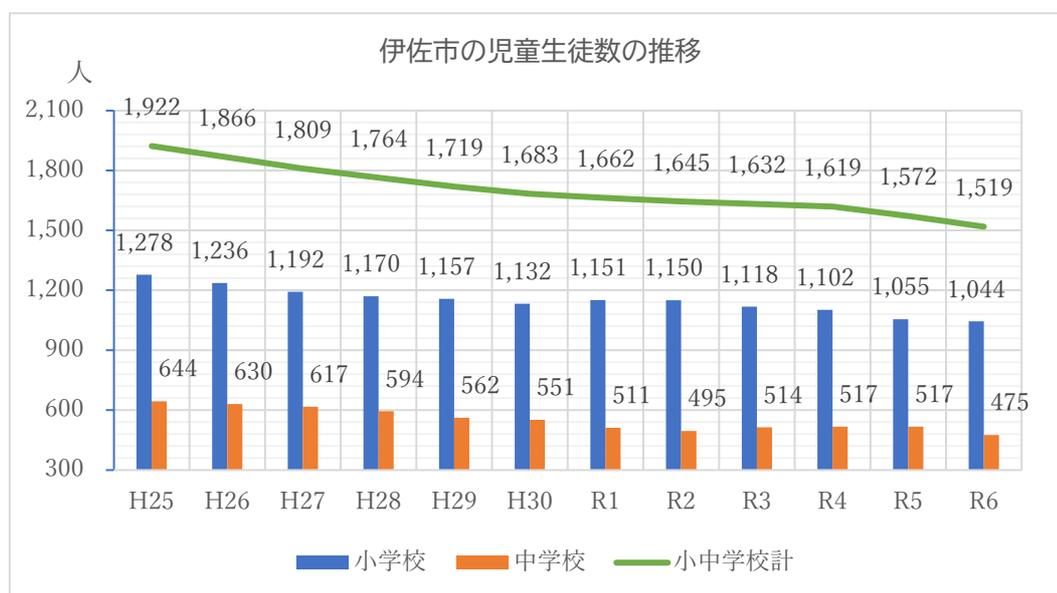
- ① 実践事例の紹介等により、へき地・複式教育の充実に努めていきます。
- ② 伊佐市へき地・小規模校研究会連絡会や研究公開等を通して、研修の一層の充実を図り、教職員の資質向上を図っていきます。
- ③ 近隣の学校との交流学習の促進やオンライン等のICT活用により、教育方法の改善を推進していきます。

(4) 望ましい学校の在り方の検討

【現状と課題】

市内小中学校の児童生徒数は、急速に進む少子化によって、ここ10年余りで21%減少しました。4校(大口中・山野中・大口南中・菱刈中)あった中学校は、平成27年に再編し、2校(大口中・菱刈中)となりましたが、令和6年度小中学校16校のうち、国が定める適正な学校規模(学級数12~18学級)となっているのは、1校(大口小)のみとなっています。

全国的に学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれる中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、本市における学校の適正規模・適正配置の在り方について検討する時期にきています。



資料:「伊佐市の教育行政」

【これからの施策の方向性】

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、本市立幼・小・中学校の今後の望ましい在り方について検討します。

【主な取組】

児童生徒に適切な学習環境を提供するために、学校の在り方検討委員会の設置やアンケート調査等の実施を行い、教育上の望ましい学校の在り方とその実現に向けた方策を検討します。

また、学校と地域の繋がりを大切にすることなど、学校規模以外の多様な視点も加えて検討に取り組みます。

(5) 学校における働き方改革の推進

【現状と課題】

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続可能なものにするためには、学校における働き方改革を推進していくことが不可欠です。

全教職員の勤務時間管理については、各学校において統合型校務支援システムを導入し、客観的な在校等時間の把握に努めています。

本市における毎月の超過勤務時間調査では、令和6年度7月時点において月45時間を超える教職員(管理職は除く)が13.1%、教頭が86.7%であり、特に教頭の時間外勤務が大きな課題となっています。

【これからの施策の方向性】

文部科学省が示す、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の推進に努めます。

学校環境整備や事務作業の業務など、教頭以外でも可能な業務に関しては、学校支援員やICT支援員等を活用して、教頭の業務のスリム化に努めます。

学校への調査や資料作成等については、調査の内容や実施の有無についても検討し改善に努めます。

また、保護者や市民に対し、教職員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、働き方改革に対する理解が深まるよう努めます。

【主な取組】

- ① 学校における課題については、福祉や心理の専門機関と連携して、カウンセリングや教育相談、家庭への支援等を行っていきます。
- ② 部活動の指導については、段階的に部活動指導員を配置したり、地域移行をしたりするなど、地域移行を推進していきます。
- ③ 教員業務支援員やICT支援員等を配置し、支援スタッフの充実を図ります。
- ④ 各学校の行事については、開催の有無、開催内容について見直し等を図ります。
- ⑤ 市主催の研修については、内容の精選やオンラインを活用した開催等、実施方法や内容の見直し・改善を図ります。
- ⑥ 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- ⑦ 公文について精査し、削減を進めるとともに、提出書類の工夫・改善を行い、書類作成等の負担軽減を図ります。

(6) 教職員の資質向上

【現状と課題】

教職員の資質向上を図るために、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、各教員のステージに合わせて資質向上に努めています。

管理職の研修会及び学力向上、学力向上対策や生徒指導の担当者の研修会等を含めて、計画的に研修会を実施しています。

指導力向上を図るために、市教育講演会や授業力アップセミナー等を実施し多くの教職員が研修に努めています。

学校職員の服務規律の厳正確保については、学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めています。

【これからの施策の方向性】

かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画に基づき、教職員の研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。

教職員一人一人の資質向上を図り、学校組織の活性化を図るとともに、信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底に努めます。

【主な取組】

- ① かごしま県教員等育成指標の理解促進を図り、各教員のステージに応じた各種研修の改善・充実に取り組みます。
- ② 県総合教育センターと連携し、市主催の研修会や校内研修会の充実に図ります。
- ③ 児童生徒暴力、ハラスメント等の根絶に向けて、管理職研修会、担当者研修会を実施します。

3 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進 【5年後の数値目標】

項目	現状値 (R5)	目標値
地域が育む「かごしまの教育」県民週間における来校者数	2,059人	2,500人

項目	現状値 (R5)	目標値
学校職員の1か月当たりの時間外 在校等時間が45時間以内の割合	小 80.0%	100%
	中 70.2%	

4 人権尊重の精神に立つ学校づくり・地域づくりの推進

学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的な人権同和教育の充実に努めます。これまでも研修会や講演会を定期的開催しており、差別意識の解消に向けた取組を進めてきましたが、今後も継続的に人権問題について考える環境づくりを推進し、すべての人々が幸せに暮らすために、人権感覚あふれる共生社会の実現に取り組めます。

また、学校においては、児童生徒及び保護者を含めた人権学習の機会や啓発活動の設定、教職員における研修の充実等を通して、人権感覚豊かな児童生徒の育成を目指します。

(1) 人権問題への正しい認識と理解

【現状と課題】

高度情報化や少子高齢化、グローバル社会の進展など社会情勢の変化を背景に、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込みが多く見受けられ、加えて、子どもの貧困問題や障害者等社会的弱者に対する偏見や差別などの人権問題も深刻化しています。さらに性的少数者などの性的マイノリティへの偏見など新たな人権問題も生じています。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」これは世界人権宣言にうたわれている普遍の原理です。本市では平成22年に「人権尊重のまち宣言」を行い、既存の人権に関する条例に人権三法（「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」）の基本理念及びその趣旨をふまえ、「伊佐市人権擁護に関する条例」の内容をさらに充実させ、令和2年に「伊佐市におけるあらゆる差別を撤廃し人権を擁護する条例」に改正し、人権問題への正しい認識と理解のための啓発を行っています。しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化社会の進展による多様な課題も生じています。国や自治体の責務として相談体制の充実や教育・啓発等の実施が明記されています。今後はこれまで以上に差別意識解消に向けた啓発活動や人権問題への正しい認識と理解を深めるための取組を行っていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 複雑化・多様化する人権課題に対応するため、市民のさらなる人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- ② 市民に向けた学びや交流の機会の場を提供し、差別意識の解消に向けた啓発活動に取り組めます。
- ③ 学校、家庭、地域等との緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- ① 標語の募集や啓発チラシの配布を行うとともに、人権同和啓発強調月間(8月)においては講演会を開催し、人権問題への正しい認識と理解のための啓発を行います。

- ② 市内幼稚園・小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級人権講座を開催します。
- ③ 各種団体・機関との連携による研修会(活動団体・学校・行政による三者学習会)を実施します。
- ④ 各種研修会へ積極的に参加し、人権同和問題に対する理解を深めます。
- ⑤ 社会教育関係団体等の研修会を通じて、人権についての学びの場を提供し、人権意識の高揚を図ります。

(2) 人権同和教育の充実

【現状と課題】

各学校では、学校経営の基本方針の中で、人権同和教育の内容を位置付け、すべての教育の基本となるものであることを明記し、実践に努めています。

各学校における人権同和教育の推進に関する実態調査では、どの学校においても人権同和教育の年間指導計画の作成や年3回の研修の機会等が行われており、指導体制の整備がなされています。

人権教育の充実にあたり、管理職研修会等を通して、職員の研修会への積極的な参加や人権資料を活用した研修、児童生徒に対する指導及び人権作品への積極的な取組等を依頼し、その充実に努めています。

いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため、学校・家庭・地域が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

【これからの施策の方向性】

学校では、人権に配慮した教育活動を進め、校内における暴力やトラブル、いじめなどの行為が許されないという指導を徹底するなど、人と関わる力や規範意識を培い、児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境の確保に努めます。

教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権同和教育の指導内容及び方法等の工夫・改善に取り組みます。

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校・家庭・地域等が緊密に連携し、積極的に人権同和教育の充実に努めます。

【主な取組】

- ① 児童生徒の人権尊重の精神の高揚を目指した、発達段階に応じた人権同和教育の推進に努めます。(人権同和教育の年間指導計画の充実、参加型学習の活用や研究授業等を通じた指導方法の工夫改善)
- ② 教職員の人権意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。(児童生徒の人権が尊重される授業づくり、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深める研修の推進、校外の人権同和教育研修会への全職員の計画的な参加と研修内容の還元)

- ③ 全ての学校において、人権に関する作品募集等への積極的な参加(応募100%を目標)による人権意識の高揚を図ります。
- ④ 学校と家庭、地域との連携による人権教育の推進を図ることを目的に、学校における人権に関する行事等の周知と参加、人権学習会等の開催に努めます。

4 人権尊重の精神に立つ学校づくり・地域づくりの推進【5年後の数値目標】

項 目	現状値 (R 5)	目標値
人権に「あまり興味がない」と答えた市民の割合	5.5%	0%

5 生涯学習環境の充実とスポーツ・文化の振興

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のために、学ぶことで充実感を得て、継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備するとともに、全ての人が障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。市民一人一人が自己の能力を高め、豊かで生きがいのある人生を送ることができるように、より有用な質の高い学習の提供、文化芸術鑑賞の機会の充実を図っていきます。

市民の健康づくりを目的として実施してきた各種スポーツ関連事業は、時代の変化に沿った見直しを行いながら、取り組みを推進します。

(1) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

本市では、例年25程度のふれあい講座を開設しており、各校区コミュニティ協議会においても地域の特色を活かした公民館講座を行っています。受講生の8割が60歳以上の女性であり、今後は男性や若い世代の受講生を増やすために、講座の選定や開催日時を検討が必要です。また、学習したことを日々の生活やまちづくりに生かせるような学習内容の検討や学習したことを活かせる場の創設にも取り組む必要があります。

地域全体で社会教育を推進するためには、校区コミュニティ協議会との連携が必要不可欠です。各校区コミュニティ協議会に社会教育推進員の設置を委託し、地域の特色に応じた青少年体験活動や地域住民の協力により実施しているふるさと学寮など様々な社会教育活動を行っています。各コミュニティでの社会教育の役割は、地域文化の伝承、高齢者とうの教養講座の開催、青少年の健全育成、生涯学習の拠点づくり等です。地域の中で子どもから高齢者まで、様々な体験活動を通して交流し、地域の資源を学びながら郷土に誇りをもつ子どもが育っていくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで活動していくことが重要です。高齢化や人材不足など地域の抱える課題を整理し、問題点を共有し解決に向けた方法を協議しながら社会教育事業を推進していく必要があります。

また、PTAやふれあいサークルなど様々な団体が活動を行っていますが、意識の変化や会員の減少、リーダー不足等による組織機能の低下が生じており、活動の停滞が懸念されます。社会教育団体の活動の充実を図るために各種研修会への出席や団体同士の情報交換の場を設定するなど、広範囲なネットワークを構築していく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 障害の有無にかかわらず、市民の誰もが、生涯にわたって学び続けられる環境づくりに取り組むとともに市民の多様なニーズに対応した講座の開設を行い、市民の学習意欲の向上を図ります。
- ② 地域社会において、学習成果を幅広く活用できる体制づくりに取り組みます。

- ③ 校区コミュニティ協議会と連携し、地域ぐるみで青少年を見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ④ 校区公民館施設を地域の生涯学習の拠点として活用し、地域住民がいつでもどこでも学ぶことができる機会の充実を図ります。
- ⑤ 社会教育団体が効果的に社会教育施設を活用するための取組を進めます。

【主な取組】

- ① 市民講座である「ふれあい講座」のメニューの充実を図ります。
- ② 学校支援ボランティアなど学習成果の活用を図ります。
- ③ 男性や高齢者が積極的に社会参画できるような学習活動の支援を行います。
- ④ 校区社会教育推進員を中心に校区コミュニティ協議会と連携しながら、青少年の体験活動やふるさと学寮・青少年対策会議を実施します。
- ⑤ 身近な地域で学ぶことのできる地域講座を開催します。
- ⑥ 社会教育団体が相互に連携を図りながら、互いに協力し地域の課題解決に向けた取組ができるように活動を支援します。
- ⑦ 小中高の PTA と連携を図り、子どもたちの健全育成に向けて、家庭・学校・地域が互いに協力しながら、家庭教育の充実や地域活動への積極的な参加を支援します。

画像等

(2) 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

これまで、スポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進が行われてきましたが、児童生徒数の減少等により団員・部員数は減少傾向にあります。今後は、スポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進に加え、スポーツ少年団以外の青少年スポーツクラブなどと連携を図りながら青少年スポーツの推進を図る必要があります。

また、地域スポーツ活動においては、5年ぶりに開催した令和6年度市民スポーツ大会をはじめ、ふれあい駅伝や軽スポーツ大会を実施し、市民のスポーツ活動の推進を行ってきました。

今後、さらに少子高齢化が進む中、市民がスポーツに親しむ環境は身近な地域にあることが望まれます。特に高齢者等については地域単位でのスポーツ活動の推進が重要となります。

【これからの施策の方向性】

- ① スポーツ少年団や学校部活動を中心とした青少年スポーツの推進に加え、コミュニティスポーツクラブや少年団に属さない青少年スポーツクラブ等の活動の推進を図ります。
- ② 校区コミュニティ協議会等が中心となり、身近な学校施設等を利用しスポーツ活動を行うことで、健康づくりや体力づくりの推進を行います。
- ③ 地域スポーツ活動の推進役として期待するスポーツ推進委員の活動を支援します。
- ④ 地域スポーツ活動は健康づくりや障がい者スポーツとの関連もあり、健康推進部門や福祉部門との連携が必要となります。

【主な取組】

- ① スポーツ少年団の育成及び活性化への支援に努めます。
- ② スポーツ少年団以外の青少年スポーツクラブとの連携を図ります。
- ③ 各種研修会や講習会を開催し、青少年スポーツの指導者の養成や資質向上に努めます。
- ④ スポーツ推進委員、校区コミュニティ協議会及び関係課と連携を取りながら地域スポーツ活動の推進を図ります。
- ⑤ スポーツ推進委員を中心に、地域でスポーツ指導ができる人材の育成・確保を図ります。
- ⑥ 地域スポーツ活動に、より多くの市民が参加できるよう、市民スポーツ大会やふれあい駅伝、軽スポーツ大会等を実施します。

(3) 競技スポーツの推進

【現状と課題】

本市に関係する選手が、国民スポーツ大会や県民スポーツ大会等で活躍することは、市民に夢と感動を与え、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与するとともに、スポーツに対する関心を高めるなど、本市スポーツ振興の重要な役割を果たしています。

特にカヌー競技において地元選手の育成は不可欠であり、県・市カヌー協会と連携しジュニア選手の発掘・育成を図る必要があります。

その他の競技においても市スポーツ協会等と連携し、各競技団体の組織強化、指導者等の育成などを行う必要があります。

【これからの施策の方向性】

- ① 市スポーツ協会や各競技団体等と連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚と指導体制の充実及び選手発掘・育成・強化を推進します。
- ② 市のスポーツの現状や市民のニーズを踏まえ、これからのスポーツの振興施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ③ 菱刈カヌー競技場を拠点として、本市のシンボリックなスポーツとしてカヌー(ドラゴンボート)競技を推進していきます。

【主な取組】

- ① 県民スポーツ大会や各種競技別大会での活躍に向けて、市スポーツ協会や各競技団体と連携しながら組織の強化や競技力の向上に努めます。
- ② 市カヌー協会等と連携し、市内小・中学生を対象としたカヌー教室を開催し、カヌー競技の普及に努めます。

(4) 文化芸術活動の促進

【現状と課題】

自主文化事業(委託事業)として、乳児から入場できる「いさのおんがくたい(ミニコンサート)」や劇団いさワークショップなどの活動も定着しており、様々な自主文化活動が芽吹いています。さらなる文化芸術活動の振興のため、これらの活動を支援し、広く市民に周知するとともに、文化会館をはじめとする文化施設のさらなる活用の促進を図る必要があります。

本市出身で、鹿児島県初の直木賞作家である海音寺潮五郎氏の業績を記念し、子どもたちに文学に親しみ、心の豊かさを求める人になってほしいという願いを込めて創設された海音寺潮五郎記念読書感想文・感想画コンクールは37回、生誕100年を記念して創設された銀杏文芸賞は24回(令和6年度時点)を迎えました。いずれも創設以来、県内の児童生徒をはじめ、全国から多数の応募があります。

しかしながら、近年の活字離れや没後47年と時間が経過したこともあり、時代とともにその偉業を知る人が段々と少なくなっていくことが懸念されます。

【これからの施策の方向性】

- ① 各地区で大切に育まれた貴重な伝統文化(文化財)を、地域財産として次代に継承していく地域づくりが求められています。
- ② 伊佐市文化協会が主催する文化祭や様々な団体の活動発表の場を提供し、多様な文化芸術活動を展開できる環境づくりを推進します。
- ③ 自主的文化団体との連携を図るとともに、文化情報の受発機能を充実させ、その活用を図りながら誇りの持てる个性的かつ特色のある市民文化の創造を目指します。
- ④ 「見て、聞いて、触れて」を原点に、大人から子どもまでだれもが関心を持てるよう、多種多様な芸術文化の観賞・発表・体験機会の充実に努めます。
- ⑤ 平成24年に寄付金で創設した海音寺潮五郎基金を活用しながら、「銀杏文芸賞」「読書感想文・感想画コンクール」「海潮忌・文学フェスティバル」など様々な記念行事を実施し、海音寺潮五郎氏の遺徳を偲び、偉業を紹介するとともに、後世まで偉業を伝えます。

【主な取組】

- ① 伊佐市文化協会等と連携を図り、児童生徒の豊かな感性を育てていくことができるような支援体制を構築します。
- ② 自主文化芸術活動団体活性化への支援を行うとともに、市民が芸術性の高い文化芸術に触れる機会を創出します。
- ③ 市民が文化施設を積極的に利用できるように、適正な施設管理に努めます。
- ④ 伊佐市文化協会等の協力を得ながら、文化芸術を支える人材の育成に努めます。
- ⑤ 「銀杏文芸賞」「読書感想文・感想画コンクール」「海潮忌・文学フェスティバル」を引き続き実施します。
- ⑥ 市立図書館にある「海音寺潮五郎・井上雄彦コーナー」の書籍・展示資料等の充実を図ります。
- ⑦ 歴史作家等による講演会等を開催します。
- ⑧ 今後も生誕130年、没後50年など節目の年には記念事業を企画するとともに、年次的に海音寺潮五郎関係資料の整備と活用を図り、文学と生涯学習の振興を図ります。

(5) 地域文化の継承・発展

【現状と課題】

市には現在28の郷土芸能保存団体がありますが、それぞれの地域で奉納や行事での披露を活発に行っている団体もあれば、活動を行っていない団体もあります。その要因として地域の高齢過疎化による後継者不足、また、道具や衣装の新調・修繕など維持経費といった運営面での問題、集落自体の行事の衰退により披露する機会がなくなることなどが考えられます。今後もこのようなことで活動を維持することができず休止もしくは解散する団体が増えていき、各地域の郷土芸能が伝承されないことが懸念されます。

現在ある2つの資料館(大口歴史民俗鉄道記念資料館、菱刈郷土資料館)は、郷土の

歴史を学ぶ場として認識されています。各施設に専門指導員を配置し、来館者への説明や市内外からの文化財等に関する問合せへの対応、小・中学校や各団体から依頼のある史跡めぐりや歴史講座などの講師をするなど、幅広く活躍しているものの、施設の来館者数は横ばいであり、今後は来館者数を増やすとともに、さらに郷土教育の場として資料館の活用が必要です。また、資料館展示設備等が老朽化していることから、計画的な更新が必要です。

伊佐のふるさと教育の具現化を図るために、伊佐らしい特色ある様々な施策事業を実施し、ふるさと教育の推進を図っています。

各学校における事業の理解や取組では、「伊佐ふるさと検定」や「黄金の俳句コンクール」等、高い参加率で、郷土伊佐に対する関心や理解を深める機会となっています。

小学校社会科副読本「のびゆく伊佐市」を活用して、本市の自然や文化、歴史等を学ぶ資料となっていますが、活用する学年が、限られるために、本資料以外に児童生徒が伊佐について学べる資料の作成が必要です。

【これからの施策の方向性】

- ① 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する講演機会を増やし、地域と連携しながら児童生徒が郷土学習として伝承活動に参加することを推進し、貴重な地域文化の継承を図ります。
- ② ふるさとの文化や歴史を学ぶ場として郷土資料館を活用し、次世代に引き継ぐ地域文化の展示・保存・活用に努めます。
- ③ 伊佐のふるさと教育の推進を図り、郷土伊佐に対する関心や理解を深めます。

【主な取組】

- ① 専門指導員による資料の保存・展示・活用を行い、来館者や問合せへの対応、各団体からの講師としての対応を行います。
- ② 資料の保存活用については、市民からの寄附等による貴重な文化財資料の収集や適切な保存・継承に努めながら有効に活用します。
- ③ 展示活動として資料館が保存する貴重な資料を広く市民等に公開することで、郷土文化愛護の精神を醸成します。また、タイムリーに特別展等を実施し、広報周知を行いながら、資料の活用及び市民の文化財への関心を高めるとともに資料館の利用促進を図ります。
- ④ 各学校と連携しながら郷土教育の支援を図り、児童生徒が気軽に文化や歴史に触れ親しめる機会を提供します。
- ⑤ 郷土芸能継承活動には資金的な支援が必要なため、今後も伊佐市郷土芸能保存会への加入促進を図りながら、運営支援を行います。
- ⑥ 郷土芸能披露の機会を設け、積極的に参加披露を行う機会の充実に努めます。
- ⑦ 郷土芸能活動を次世代まで引き継いでいくために、映像等の記録作成を行います。
- ⑧ 学校と地域の郷土芸能団体との連携により、児童生徒が郷土学習として学び体験し伝承活動を継承し、次の世代の担い手として育成を行います。

- ⑨ 伊佐市小学校社会科副読本「のびゆく伊佐市」を活用して、伊佐を学ぶ学習を推進します。
- ⑩ 児童生徒を対象に「伊佐ふるさと検定」や「黄金の俳句コンクール」を実施して、郷土伊佐に対する理解や思いを深めます。
- ⑪ 教職員を対象にした「伊佐の教師ふるさと塾」を開催し、伊佐に対する関心や理解を深めます。
- ⑫ 郷土伊佐の発展に尽くした『郷土の先人たち』を活用し、児童生徒及び教職員・一般市民の郷土伊佐の理解をさらに深めます。

(6) 文化財の保存・活用

【現状と課題】

本市には国指定重要文化財4件、県指定文化財10件、市指定文化財45件、国の登録有形文化財2件と多くの指定文化財があり、市内全域に点在しているため、定期的な点検や維持管理及び保存活用が難しい状況にあります。また、国指定重要建造物が3件、県指定建造物1件は、いずれも老朽化が進み、年次毎に小規模修繕を実施し、維持管理をしていますが、中には大規模修繕が必要なものもあります。また、埋蔵文化財については、開発事業との調整で試掘調査等を実施しており、近年は太陽光発電施設建設事業や不動産鑑定など、埋蔵文化財関係の照会が増加しており、今後も開発事業と埋蔵文化財保存との調整が増えていくことが予想されます。

【これからの施策の方向性】

埋蔵文化財については、開発事業との調整を行いながら、地域と連携し文化財の適正な保存・活用を図ります。

【主な取組】

文化財を保護するための整備を実施するとともに、文化財の価値を広く地域住民に認識してもらい、地域と連携した保存に努めます。

大規模修繕が必要な建造物については、国、県と協議を行いながら事業の検討を行います。

埋蔵文化財の保護については、専門性が求められるため専門的な資格のある人材の確保に努めながら、今後も開発事業との調整及び保護を行います。

5 生涯学習環境の充実とスポーツ・文化の振興【5年後の数値目標】

総合体育館・体育センター・菱刈 農業者トレーニングセンターの年 間利用者数	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	24,456 人	28,000 人

文化会館の芸術・文化関係利用 件数	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	1,081 件	1,200 件

文化会館利用者数	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	28,883 人	30,000 人

◇ 郷土資料館入館者数

郷土資料館入館者数	実績(令和5年度)	目標値(令和11年度)
	864人 (菱刈郷土資料館のみ)	5,000人 (大口・菱刈資料館の合計)

6 教育環境の整備推進

前期計画で位置づけていた中学校の再編は、校舎など施設整備やスクールバスの運行など必要な措置を講じ、無事に計画を達成することができました。今後の社会施設・体育施設を含む施設については、伊佐市公共施設等総合管理計画を指針とする個別計画に基づき、計画的な施設整備や維持管理を適切に行うことにより、安全で学びやすい教育環境の整備を進めます。

また、本市にある3つの高校の実施する「魅力ある高校づくり」を支援し、高校の活性化を目指します。

(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備

【現状と課題】

教育施策の基盤である安全・安心な学校づくりの取組については、建物の耐久性の確保のため、年次的に外壁改修等を実施してきました。耐用年数を超過する施設もあり改修に多額の費用を要することから、引き続き中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現する伊佐市公共建築物個別施設計画に基づき、学校施設に求められている機能を確保することが必要です。

【これからの施策の方向性】

施設整備については、伊佐市公共建築物個別施設計画に基づき、現状の事後保全から予防保全へと転換を図りながら、効率的な改修を行います。また、老朽化が著しいプールや教育遊具等の整備も計画的に実施していきます。

【主な取組】

- ① 安全安心な学校環境の確保と適切な維持管理に努め、計画的な整備を推進します。
- ② 学校照明のLED化を推進します。
- ③ 学校トイレの洋式化や乾式化を計画的に推進します。

(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境整備

【現状と課題】

社会教育施設の中で、大口ふれあいセンターは生涯学習の拠点として、校区公民館は地域コミュニティの活動の中心施設として活用されています。また、伊佐市文化会館は、多様な文化芸術活動の成果発表の場として利用されています。

体育施設は、総合運動公園での市民スポーツ大会をはじめ、各施設において多くのスポーツ競技等が行われています。ほとんどの施設は老朽化が進行し、計画的な修繕が必要なことから、各施設の役割を発揮できるよう整備する必要があります。

◇ 主な社会教育・体育施設の数

施設類型	社会教育系	市民文化系	スポーツ・レクリエーション系
施設数	2	26	6

資料:「伊佐市公共施設等総合管理計画」

- ① 施設整備については、学校施設と同様に伊佐市公共建築物個別施設計画に基づき、現状の事後保全から予防保全へと転換を図りながら効率的な改修を行います。
- ② 施設利用者の利便性や利用効果を高める機器及び備品類の更新等については、利用者需要を見極めながら、効率的な整備を進めます。

【主な取組】

- ① 機器の更新や補修等により安全確保と適切な維持管理に努め、財政状況を勘案しながらコスト検討を行い計画的な実施に努めます。
- ② 視聴覚機器や体育器具などの備品を計画的に更新します。
- ③ 社会教育・体育施設は定期的に安全点検を行い、個別施設計画に基づき効率的な施設改修に努めます。

(3) 魅力ある高校づくりの支援

【現状と課題】

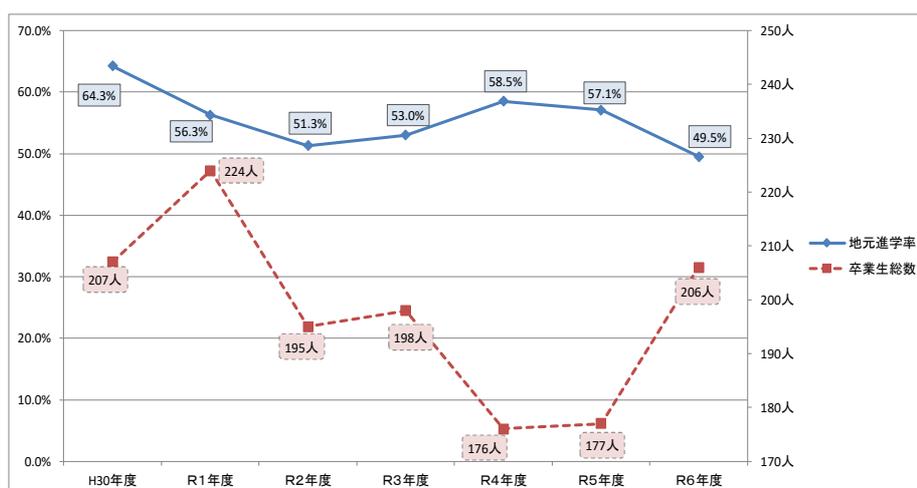
本市には県立、私立含めて3つの高校があり、それぞれの特徴を生かした学校づくりを進めています。

大口高校における夏トライゼミなどの取組による国公立大学への進学や中高部活動交流、伊佐農林高校の専門学科を生かした地域交流や食農研修、大口明光学園の語学教育の充実、茶道・吹奏楽などのイベントへの参加など、各学校が内容を工夫し、学力向上や学校のPR活動など、多方面に利用できる「魅力ある高校づくり」に取り組んでおり、事業の有効活用が図られ、学校の魅力が浸透しつつあります。

支援事業存続により市が積極的に関与し、「地域の生徒が行きたい、学びたい」と思える学校づくりのために、小中高が連携して、地域活性化、学校環境の整備を図る必要があります。

生徒数の確保、維持を図るため、各種補助を行っていますが、減少傾向にあるのが現状です。市や区内の中学卒業生数が減少する中、市内高校の生徒数を確保することは年々厳しさを増しており、市内高校との連携を密にし、中長期的な支援を継続して行っていく必要があります。

◇市内中学校から市内高校へ進学した生徒の割合



※ 教育総務課調べ

【これからの施策の方向性】

- ① 2つの県立高校においては、鹿児島県教育委員会の方針を注視するとともに、県内市町村や市関係団体との連携を図り、県立高校の振興に向けた取組を進めます。
- ② 市の誘致学校「大口明光学園」への継続した運営支援と生徒確保のための支援を行います。
- ③ 3つの高校が自ら考え、特徴を生かした取組を行う「魅力ある高校づくり」を支援します。

【主な取組】

- ① 大口高校では、進学校としての地位確立のための活動を中心に、伊佐農林高校では、専門学科を生かした活動を中心に、大口明光学園では、語学教育の充実を中心に、それぞれの高校が特徴を生かした「魅力ある高校づくり」に対し支援します。
- ② 「大口明光学園」の学校経営の健全化に資する運営支援を行うとともに、遠隔地生徒等の費用負担軽減を行う市外生徒確保の取組を支援します。
- ③ 県立高校2校はもとより、鹿児島県教育庁とも連携を図り、高校活性化に繋がる様々な取組を推進します。また、新設される県立特別支援学校との連携・支援についても検討していきます。

6 教育環境の整備推進【5年後の数値目標】

◇ 市内中学校から市内の高校へ進学した生徒割合

実績(令和6年度)	目標値(令和11年度)
49.5 %	70.0 %

※ 市内高校への進学割合は、減少傾向にあります。主な要因としては、令和2年度から「高等学校等就学支援金制度」が私立高校まで適用されたことや私立高校専用バスでの通学が可能な市外の私立高校が複数あることが考えられます。

生徒数の減少に伴い入学者数の減少も予想されますが、現行の補助金制度を継続することで、市内高校の魅力化に努め、目標値は70.0%を目指します。

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会の体制を充実させ、市民の期待に応える教育行政を展開するには、その活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員及び教育委員会の事務局職員や指導主事などの専門的職員の資質向上に努め、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

2 連携と協力による計画の推進

教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域・企業・各種団体等は大きな役割を担っており、相互に緊密な連携をとり互いに協力して取り組むことが必要です。

さらに、近年の多岐にわたる教育課題に対応するために、市長部局はもちろんのこと国・県及び関係機関との連携・協力を努めながら、本計画実現のために積極的な取組を推進します。

3 計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

本市は、平成25年度から前年度の取組結果について、5人の学識経験者による外部評価委員会を毎年開催し、点検・評価を行っています。教育委員会では今後も引き続き、教育委員や事務局職員のいわゆる内部だけの点検・評価だけではなく、外部の学識経験者による評価を実施し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価を実施します。

この計画は前期で定めた10年間の基本計画及び前期5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行います。